

今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）に対する  
意見公募の結果について

令和5年4月28日  
内閣官房

経済産業省  
資源エネルギー庁

今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）について、下記要領にて意見の公募を実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。御意見ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見公募期間

令和4年12月23日（金）～令和5年1月22日（日）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、内閣官房等のホームページへの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送、メール提出により御意見を募集。

2. 提出意見数等

提出意見数：2555

御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

3. 問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課

|  | 寄せられた御意見の概要   |  |
|--|---|--|
| <p><b>1 行動指針の内容について、国会で審議すべき</b></p> <p>資源エネルギー庁が主導し決めるべき課題を大きく逸脱している。国家100年を左右する問題故、立法院を通じて議論を積み上げなければならない。</p> <p>自信があるなら、必要というなら国民に問うべきだし、せめて国会審議を経なければならない。</p> <p>国民の持つ原発への脱却の希望から、正反対と言える政策方針を議会にも諮らず、年末のドサクサに閣僚会議で決めることはどういうことでしょうか。</p> <p>・福島原発事故の教訓から、原発はなるべく減らして行くというエネルギー政策は、国民の半数以上が合意していると思いますが、急に国民にも国会にもはかることなく原発の再稼働や新增設を打ち出すのは、国の基本エネルギー政策からも間違っています。せめて国会での議論から考えていくべきです。</p> <p>基本的に国会の議論を全く行うことなく、国のエネルギー基本政策を変更するのは民主主義国家としてありえない。議論をゼロからやり直すべきである</p> <p>原発の再稼働と新しい原発の開発を岸田首相が唐突に言い出した事に驚きと怒りを覚えました。国会での審議をすっ飛ばしてです。福島原発事故後の政府の方針は、原発発電を徐々に減らし、自然エネルギーの活用を広げていくという事でずっときていました。ロシアのウクライナへの武力侵攻の影響で起きた様々な問題の一つがエネルギー問題でした。大変重要な事だからこそ、国会での審議が必要なのではないでしょうか。踏むべき手順を踏まず、岸田首相の独断とも言えるやり方で表明するなどという事は民主国家のすることではありません。</p> <p>国会で、専門家を招いて、『ゼロ』から、『白紙』から、議論してください。</p> | <p>御意見に対する考え方</p> <p>本行動指針案の内容については第6次エネルギー基本計画やGX実現に向けた基本方針等を踏まえたものとなっており、それらの内容について第211回国会において様々な形で御議論いただいております。なお、現在、関連法案を国会に提出しており、その法案についても国会で御議論いただいているところです。</p>   |  |
| <p><b>2 パブリックコメントのやり方に問題がある</b></p> <p>行動指針に、「国民と丁寧にコミュニケーションを図りつつ」と書いてあるが、その姿勢が見えない。この政策自体、原子力に興味がある友達から聞くまで知らなかったし、パブリックコメントを受け付けていることも学生団体からなどから聞かないと、知り得なかった。本当に国民の意見を知りたいなら、より多くの人からコメントをもらえるように心掛けるはずである。</p> <p>1年末年始と言う繁忙期に、4件もの「束ねパブコメ」を実施するのは、広く国民の意見を聞くことに逆行する実施方法である。行政の都合を優先した国民無視のアリバイ作りのための形式的なパブコメ実施に過ぎないと言われても仕方がない。</p> <p>このパブリックコメントの募集も本当はやりたくないのとは明白です。資源エネルギー庁のホームページには何も書いていないのです。募集期間も短い。</p> <p>そもそも、原発推進という方針を既に固めた上での、国民の意見募集という順序逆転に加え、原発関連の4つものパブコメ実施を忙しい年末年始にかぶせてくるという専制国家並みの民意を軽視した意思決定プロセスに問題があります。</p> <p>国民が何かと多忙になる、政策に構ってられない年末年始のわずか1ヶ月弱のパブコメ募集で決めてしまう今回の姿勢には国民を軽視する態度が現れている</p> <p>本件パブリックコメントは募集期間も短く、最近になって資源エネルギー庁が始めた説明会・意見交換会にしても周知期間が短く、意見交換の時間も短いもので、住民・市民が判断し、意見を述べるには極めて不十分です。</p> <p>ほぼ方針を固めてからパブリック・コメントにかけるといのは、民意軽視にほかならない。</p>    | <p>本行動指針案のパブリックコメントについては、法的な義務のあるものではありませんが、世の中の関心の高さに鑑みて総務省の通達に則った手続きを行っており、昨年12月23日から本年1月22日までの31日間にわたり御意見を募集させていただきました。なお、実施時期や期間などについて様々な御意見をいただいておりますが、法的な義務として実施されるパブリックコメントと同様の手続きに則って対応を行っております。</p>              |  |
| <p><b>3 行動指針の内容について国民に丁寧に説明し意見を広く聞くべきである。</b></p> <p>原子力への依存を可能な限り低減していく、これが国際社会を震撼させたあの福島第一原発の過酷事故を教訓にしたエネルギー政策のはずである。なぜ、原発推進に舵をきったのか。このような重大な政策転換を経済産業省の審議会（原子力小委員会）だけで行ったことはきわめて問題である。このことは、何代にもわたる日本国民の将来に関わる。また、事故を起こした原発は国境を越えて放射線をまき散らすことから、国際的な責任もある。大きな政策転換であれば、各地での公聴会などを含み、国民的議論を行うべきである。事の重大性に照らしてパブリックコメントだけでは不十分である。</p> <p>今回の行動指針は「原子力への依存を可能な限り低減」としてきた従来のエネルギー基本計画から原発推進に舵をきったものです。各地での公聴会などを含み、国民的議論を行うべきです</p> <p>国民と、もっと議論を重ねるべきです。国民の声を聞くべきです。</p> <p>原発再稼働し利用するという方向に反対です。福島第一原発の事故から12年目、未だに事故の収束も見えない状況で何を考えているのかと言いたい、国民の声は聞いていないのでしょうか。再稼働については、国民全体の議論が必要です。</p>   | <p>原子力政策の在り方については、資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会をはじめとした審議会等において、これまで議論を積み重ねた上で、行動指針をとりまとめております。全国各地でエネルギーについての対話型の説明会を開催し、直接国民の皆様の声を聞く機会を設けるとともに、国会での議論を通じてしっかりと政府の考えを説明するなど、引き続き、様々な機会を活用しながら政府の方針を伝えてまいります。</p> |  |

|  |   |
|--|---|
| <p>この決定過程自体が「国民各層とのコミュニケーション」など考えていないことの証左である。公聴会などを含む、国民的議論をすべき。</p>  |   |
| <p>この行動指針を読むと、福島を忘れない、安全を確保すると言葉では連ねてありますが、やろうとしていることは原発事故以前の、安全神話に基づいた原発推進と同じに思えます。これほどの過去への回帰をあえて試みるのなら、時間をかけて説明会や討論会などを実施し、国民的な議論の場と期間を設けるべきだと思います。</p>   |   |
| <p>各地で公聴会を開催するなど、十分な国民的議論を踏まえるべきであり、主権者である国民に十分な説明が行われていない。国民からの意見聴取はまったく行われなかったことは、民主主義の原則としてあってはならない。専門技術（原子力、脱炭素、エネルギー）であったとしても素人、一般市民の意見を反映する場を設ける「熟議型」「討論型」の議論の方法をとるべきだ。</p>  |   |
| <p><b>4 審議会の構成に偏りがある</b></p> <p>このような重大な政策転換を、原発産業の立場を代弁するような委員が圧倒的な多数を占める経済産業省の審議会（原子力小委員会）で決めてしまったことは、民主主義に背く行為です。</p> <p>原発推進の方が多数を占めていると言われている経済産業省の審議会（原子力小委員会）で行われてしまったことに驚き、抗議します。</p> <p>原子力小委員会21名の委員のうち再エネ派は2名、それ以外は圧倒的な多数の原発推進派。これではエネルギー政策の公正・中立性には欠ける。国民の民意とは大きくずれ、多様性にも欠けるもので、民主主義国家としては有ってはならない。</p> <p>経済産業省の審議会（原子力小委員会）には、原発産業の立場を代弁するような委員が多数を占めており、性急に推進側の論議でこのような重大な政策転換を決めていることに抗議します</p> <p>原発推進派が多数を占める経産省の審議会でこうした大転換を決めるのは、国民を軽視しているのではないのでしょうか。</p> <p>GX会議や原子力小委員会のメンバーの選び方からして問題です。ほとんどが推進派の委員で占められているという、最初から結論が決まっているようなやり方は全くひどい。そこから歪んだ原子力利権のための政策であることがわかります。</p> <p>行動指針案が検討された総合エネルギー調査会原子力小委員会は、20名ほどの委員で原発推進政策に反対の立場をとる者は2名しかいない。残りは原子力産業を代弁し、原発推進を唱える人たちが占められている。民意とはかけ離れており、このような場で原発の重要政策を検討すべきではない。行動指針案は撤回し、公聴会を各地で開くなど、民意を反映したやり方で検討を一からやり直すべきである。</p> | <p>資源エネルギー庁の総合エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会をはじめとした審議会には、幅広い観点から議論を進めていくため、原子力工学や、法律・経済、安全保障など、原子力に関連する様々な分野の有識者に参画いただいております。また、GX実行会議の有識者を基準に選任しているものではございません。また、GX実行会議の有識者については、化石エネルギー中心の経済、社会、産業構造を脱炭素型に転換するGXを進めるうえで、必要となるご経験やご知見を持っておられる方が選定されております。具体的には、GXに関する議論を進める上でバランスのとれた議論となるよう、国際政治や日本経済の有識者、電力や化石エネルギー産業の有識者、地域やグローバル金融の有識者、エネルギー多消費産業の有識者、大企業や中小企業など産業界の代表、労働者や消費者の代表といった方々が選定されています。</p>   |
| <p><b>5 GX実行会議の議事録を公開すべき</b></p> <p>西村大臣のフルオープンとの説明に反して、総理に報告したGX実行会議の議事録は未だに公開されておらず、このような有様では意見の提出のしようがない。パブコメを中断し、全ての経緯を明らかにした上で、改めて30日間以上の期間を設けてパブコメを行うべきである。</p> <p>政策を決めた官邸のGX実行会議で首相が原発政策転換の意思を示したのは昨年8月末だった。以来、経済産業省が傘下の委員会などで急ごしらえの報告書を作成、4カ月後のGX会議で方針が決まった。</p> <p>同会議は 議論はすべて非公開と不透明極まりない。</p> <p>G X実行会議は非公開で行われた。これは国民に知られれば良くないと考えているからであり、不信感しかない。</p> <p>そもそもGX実行会議とは何者だ。しかも非公開の場で、勝手に進めるな。</p>  | <p>GX実行会議の議事録については、各回の会議終了後、内閣官房のホームページにて実質的な議事録を議事要旨として公開しております。<br/> <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/index.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/index.html</a></p>  |
| <p><b>6 時間軸上での達成目標が記載されていないので、行動指針と言うべきではない</b></p> <p>原子力政策の方向性のみが記載されており、時間軸上での達成目標が記載されていないので、行動指針とはなりえない。何時達成される行動指針なのか不明なため、個々の内容にコメントする価値すらない。1年後かも知れないし、100年後かも知れない作文をいくら書いても時間と費用の無駄遣いである。</p> <p>年度毎、或いは数年後に達成度を評価する事が不可能。言い換えれば、達成度が零でも、何々について検討したと纏めれば100%達成と結論できる代物である。</p> <p>要するに責任を負う事を回避し、成果が出なくても弁明しないで良い作文でしかない。</p>   | <p>本行動指針案は、第6次エネルギー基本計画やGX実現に向けた基本方針等を踏まえて作成しています。第六次エネルギー基本計画は、2050年カーボンニュートラルや2030年の温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すものです。また、GX実現に向けた基本方針は、GXの実現を通して、2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年のカーボンニュートラルの国際的達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、我が国の産業構造・社会構造を革新し、将来世代を含む全ての国民が希望を持って暮らせる社会を実現すべく、GX実行会議における議論の成果を踏まえ、今後10年を見据えた取組の方針を取りまとめたものです。</p> <p>その上で、今後の原子力政策に係る主要な課題と、その解決に向けた対応の方向性、そして政府及び原子力事業者等の関係者による行動指針を整理しており、「政府及び事業者等の関係者は、可能なものから早期に、指針に示した内容の実行に向けたアクションを具体化していく」としております。</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 7  | 政策の実現性について検証すべき   | 原子力政策の在り方については、資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会をはじめとした審議会等において、これまで議論を積み重ねた上で、本行動指針案をとりまとめております。本行動指針では「政府及び事業者等の関係者は、可能なものから早期に、指針に示した内容の実行に向けたアクションを具体化していく」とした上で、「今後の状況変化を踏まえ、必要に応じて議論や見直しを行っていく」こととしております。   |
|    | 百歩譲って、本文書で書かれていることが単に「方向性」を示したものであったとしても、また、その実現性については検討もされておらず「机上の想定」だったとしても、国の原子力政策を推進するためのものであれば、その政策の実現可能性についての検証はなされるべきである。  |  |
| 8  | 工程表や金額の規模を明記すべき   | 本行動指針案は、今後の原子力政策に係る主要な課題と、その解決に向けた対応の方向性、そして政府及び原子力事業者等の関係者による行動指針を整理したものです。原子力政策に係る政府予算については、経済産業省等のホームページにおいて公表しております。なお、「GX実現に向けた基本方針」の参考資料において、次世代革新炉の工程表をお示ししております。   |
|    | 国による支援の財源規模と財源の原資を明確にしてください。  |  |
|    | 「今後の原子力政策の方向性と行動指針及び（案）の概要」には項目のみで、知りたい内容が全くありません。パブリックコメントを求めるのであれば、工程表や金額の概要だけでも明示してください。   |  |
| 9  | 原子力発電の利用を推進するべきではない   | 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。 |
|    | 今後の原子力政策の方向性と行動指針については、原子力発電の可及的速やかな撤廃を要求します  | そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。   |
|    | 原発廃止してください。   |  |
|    | 原子力をやめよう。   |  |
|    | 環境のために原発は廃止してください。  |  |
| 10 | 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえれば、原子力発電の利用を推進するべきではない  | 東京電力福島第一原子力発電所事故については、第6次エネルギー基本計画に記載の通り、「政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省する」とともに「このような事故を二度と起こさないよう努力を続けていかなければならない」と考えております。被災された方々の心の痛みにしっかりと向き合い、寄り添い、最後まで福島の復興・再生に全力で取り組むことは、これまで原子力を活用したエネルギー政策を進めてきた政府の責務であり、この取組なくしては、今後のエネルギー政策に対する国民の信頼回復はなしえません。                                      |
|    | 福島原発事故で原発の危険性は明らかです。原発ゼロとすることを要望します。  | そのため、本行動指針案では、「1. 本指針の位置づけと福島復興に向けた取組」において、上記の方針を堅持する旨を記載し、「安全神話」に陥って悲惨な事態を防ぐことができなかった反省を片時も忘れてはならず、安全性の確保が最優先であることを明記しております。  |
|    | 原発は今の技術力では安全に扱うことは難しいのだから止めるべきです。福島で原発事故が起こった時の教訓を生かすべきです。私は福島原発の被害があれだけで済んだのは運が良かったんだと思っています。次、どこで事故が起こるかもしれません。その時は今の日本の経済や政治力では立ち直る力も無く日本は沈むと思います。生き延びるのは海外に逃げるのできる人でしょう。原発が今もあることで、時々そんなことを考えて、とても怖く悲しくなる自分がいます。こんな気持ちにさせないで下さい。未来ある再生可能エネルギーへ移行することを希望します。 | その上で、第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。  |
|    | 想定外の事故、それが一度起きるとどんなに恐ろしいことになるのか、私たちは東京電力福島第一原発事故から学んだはずだ。それなのに原発推進に舵をきるとはもってのほかだ。   | そのため、GX実現に向けた基本方針にも記載の通り、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。   |
|    | 福島の実験を生かさず原発政策を進めようとするのは、他国に対して恥ずかしいです。   |  |
|    | エネルギーを原子力に依存することの危険性は、福島の事故で立証済みです。いまだにきちんと処理できていない福島の現実にはおかぶりして、推進することには反対です   |  |
|    | 福島第一原発の過酷事故の収束も出来ていないのに、原発を推進するべきではありません。   |  |
|    | 東京電力福島第一原子力発電所事故の最大の教訓は、原子力発電所に一旦過酷事故があると、取り返しのつかない、国を滅ぼしかねない事態を引き起こすという事ではありませんか？それにも関わらず、なお、どうすれば原子力発電を継続できるかという発想そのものが狂気の沙汰としか思えません。今、真剣に考えるべきことは、原子力発電そのものを成仏させる手順なのではないでしょうか？  |  |

|   |   |
|---|---|
| <p><b>11 日本は災害が多く、事故が起こると甚大な被害が出るため、原子力発電の利用を推進するべきではない</b></p> <p>自然災害の頻発する日本でひとたび事故がおきれば取り返しのつかない事になる。日本全人間の住めない土地となる事は明白。安全対策を厳しくしたから安全だとの表明は、まやかし。火山から溶岩が流れ原発が巻き込まれたら？南海トラフ等の大地震、大津波が襲ったら、予測以上の規模になる事も十分あり得る。誰が責任を取るのか。誰も取れない。日本が失くなるだけ。</p> <p>地震大国である日本列島において、また軍事的安全保障の観点からも、原発再稼働は大変な危険をはらんでいる事業だと考えます。再稼働に向けた「総力結集」などという政策方針は是非撤回してください。</p> <p>原発はもうやめましょう。原子力の活用は医療分野だけにとどめていただきたい。既存の原発は日本で地震活動が今ほど活発でないときに設計され建てられた。今は大きな地震が日本のどこでいつ起こっても不思議でない状況にある。福島第一原発の2011年3月の事故は、放出された放射能のおよそ8割が太平洋に降り、そしていくつかの幸運が作用してあの程度の被害ですんでいると言えるかもしれない。中央構造線上にある川内原発や伊方原発が直下型地震で爆発したなら、日本全土が放射能で汚染される。生き残る人間がいるとしても、安全な水と食料がない。小説や映画の日本沈没より悲惨な状況が待っている。原発の五重の安全なんて嘘だった。</p> <p>過酷事故の発生は防止できません。理由は、減次に起きないがいつ起きるか予想のつかない巨大地震に対する耐震設計は不可能だからです。よく知られているように日本列島は、4つのプレートの境界に立地する地震の頻発する地層の上にあります。ユーラシアプレート、北米プレート上に立地して、地震のない英、米、独、仏、露や中国で通用する安全対策技術は、日本には当てはまらないと考えます。</p> <p>地震大国日本に原発は負の要素でしかなく、経産省がいくら電力会社の肩いれを望んでも、電力会社の技術保証の信用はできない。</p> <p>フランスなど地震の少ない国と地震大国日本ではそもそも原発稼働すべき条件が違うように思います。</p> <p>いま 地震が心配されています。今ある原発の立地にも活断層があり心配されています。日本にも世界にも原発の安全な処、廃炉核処理できる国はありません。ですから、原発の廃止することが賢明で、その処理にこそ叡智と費用を充てるべきです。</p> | <p>原子力安全に関する規制については、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえて、高い独立性と専門性を有する原子力規制委員会が科学的知見から判断することとされています。新規規制基準では、地震や津波など自然災害の想定と対策が大幅に引き上げられるとともに、万が一、重大事故が発生した場合に備え、その進展を食い止める対策も求められており、電源の多重化や外部から冷却を行う設備等の導入など、安全対策の強化が進められています。</p> <p>本行動指針では「規制充足にとどまらない継続的な安全性向上に向けて、安全マネジメントの改革を進める」ことに加えて、「災害に対する地域住民の不安の声や自治体の業務負担の増大等も踏まえ、人材育成を含めた自治体の取組への支援、避難道の整備など防災対策の見直しと不断の改善に向けた官民連携等を進め、防災対策の一層の充実・強化を図る」こととしています。</p> <p>その上で、第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており、周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、GX実現に向けた基本方針にも記載の通り、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p> |
| <p><b>12 武力攻撃リスクを考えると原子力発電の利用を推進するべきではない</b></p> <p>昨今は安全保障上の問題もあり、他国と戦闘状態に陥った場合に原子力関連施設は格好の攻撃目標と見做されることが憂慮されている。危険極まりない施設を後世に伝えることや、安全性と将来性を犠牲にしても経済発展を優先させることは国としてすべきでは無い。</p> <p>ウクライナの戦争は、原子力発電所が自国に向けた核兵器にも地雷にも原爆にもなり得ることを証明した。さらに、ザポリージャほかの原子力発電所の使用済み核燃料プールに電気あるいは水の供給を途絶えるとメルトダウンや大火事が起こり得ることも再認識させた。</p> <p>この11か月のウクライナ状況を見れば、いち早く原発利用を止めるべきだ。ウクライナ戦争を口実に原発推進するなんてナンセンスだ。</p> <p>原子力利用推進に反対です<br/>安全性を大前提とあるなかで、先の震災による原発事故で安全に絶対は無いと分かった気がするのに、天災のみならず、防衛予算増額も言われており我が国へのミサイル攻撃があったらと思うと安全性への対策が見当たらず、原子力発電所の存続は怖くて仕方ありません<br/>どれほど節電すれば原発無しで進めることができるかの試算も示してください、できる範囲の努力はしますので、原子力利用推進はやめてください<br/>どうぞよろしく申し上げます</p>  | <p>原子力発電所への武力攻撃に対しては、イージス艦やPAC-3により対応するほか、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）や「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）等の枠組みの下で、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しています。</p> <p>本行動指針案では安全対策の充実に向けた環境づくりとして「各原子力発電所等の警備に関する関係省庁・関係機関との間の連携体制強化の取組への事業者の協力推進」を行うこととしています。</p> <p>その上で、第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており、周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、GX実現に向けた基本方針にも記載の通り、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>原発をまだ開発や建設するなど全く福島原発事故の反省が無い。安全の確保など絶対に不可能。自然災害はコントロールできない。戦争で原発が攻撃されたら防ぎようがない。これは実際に起こっている。絵空事ではない。</p>  |   |
| <p>一番恐ろしいのはひとたび外国から原発を狙って攻撃されれば日本は簡単に破滅してしまう事です。子どもでも判るようなことも、関知しないのですか？</p>   |   |
| <p>ウクライナ侵攻からも明らかになったように、原子力発電所は、事故だけではなく攻撃の対象になります。このような施設は安全保障からも即時に停止させるべきです。</p>  |   |
| <p>ウクライナへのロシア侵攻作戦で、原子力発電所は、テロや戦争による攻撃対象になり得ることがはっきりした。また、それらのテロ行為や攻撃は、現在の防衛システムでは到底守られるレベルではないことも明らかである。このことは、原子力利用がエネルギーの安全保障には役に立たないことも同時に意味している。</p>  |   |
| <p><b>13 バックエンド問題が解決していないのに、原子力発電の利用や、原子力発電所の建設を推進するべきではない</b></p>   | <p>原子力の利用を安定的に進めていくためにも、使用済燃料対策、核燃料サイクル、最終処分、廃炉等の原子力事業を取り巻く様々な課題に対して、総合的かつ責任ある取組を進めていくことが必要です。</p> <p>このため、使用済燃料の再処理について、日本原燃は六ヶ所再処理工場の新たな竣工目標実現に向けて、安全審査等への対応を確実かつ効率的に進めることとしています。また、プルサーマルの推進や使用済燃料の貯蔵能力の拡大等に向けて、電力事業者が連携し、地元理解に向けた取組を強化するとともに、国もこうした取組をサポートし、主体的に対応してまいります。</p> <p>また、今後、原子炉等の解体作業が本格化することが見込まれる中、我が国における着実かつ効率的な廃炉を実現するため、廃炉に関する知見の共有や必要な資金の確保等を行うための仕組みの整備をいたします。</p> <p>さらに、最終処分地の選定プロセスを同時並行的に進めながら、原子力を活用するのが各国共通した方針です。最終処分の選定については、調査だけで20年程度必要であり、原子力の活用についても、その方針を決めて、実際に建設を行うまでには、10年前後の時間を要します。最終処分の問題に目処がついてから、順番に原子力の活用を検討する、となると、原子力の議論が数十年先送りされることとなり、それでは、エネルギーの安定供給の議論が停滞してしまいます。このため、原子力の活用と最終処分の問題は、同時に議論を進めることが重要です。</p> |
| <p>原子力のすべてを人間がコントロールできているとは言えません。廃棄処理の問題は、山積みのままです。問題を解決できていないのに、国民の税金で、新たな問題を作り出すだけです。これ以上、原発開発を進めることに反対です。</p>   |   |
| <p>バックエンド問題については、すでに大量の廃棄物があるわけですから解決に努力するのは良いですが、原子力発電はまずそれが解決されてから、でしょう。</p>   |   |
| <p>原発の新設は、今後原発を動かし続けることになり、今でも行き場のない核のごみを、さらに長期的に出し続けることになります。</p>   |   |
| <p>原発を再稼働すれば、使用済み核燃料が貯まります。国内の再処理工場の建設は延期されていますし、海外での再処理には費用がかかります。また、使用済みMOX燃料の処理の方法や搬出先も決まっておらず、冷却にもかなりの時間がかかるため、長期間原発内のプールに保管しなければならない(プールの耐用年数を超えたらどうするのか)、ということもあります。これらのことを踏まえると、これ以上原発を再稼働すべきではないと思います。</p> |   |
| <p>原発については、稼働時に廃棄物が排出されるにも関わらず、いまだ六ヶ所村再処理工場は稼働せず、したとしても最終処分場が確定していないことを鑑みると 原発再稼働していくことは不適切であると考えます。</p>   |   |
| <p>核廃棄物は捨て場所がありません。廃棄物を捨てられないのにも関わらず、新たに廃棄物を大量に発生させる原発の新設を方針とするのは、順番が間違っています。廃棄物の処理に目途がたつことを原発新設の前提条件にすることを追加すべきです。</p>  |   |
| <p>汚染された核のごみ処理についても、道筋が描けない現状で、これ以上のゴミを作り出すことは許されない。原子力発電は、できるだけ早く停止・廃止し、廃炉処理・核のごみ処理に注力すべきと考える。</p>  |   |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 14 | <p><b>コストが高いので原子力発電の利用を推進するべきではない</b></p>  | <p>エネルギー政策を進める上では、経済効率性を含め、エネルギーの安定供給、環境適合などのバランスを考慮することが重要と考えております。また、電源別のコストについては、原子力が他の電源と比較して一概にコストが高いとはいえないと考えております。</p> <p>その上で、第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再生エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。</p> <p>そのため、GX実現に向けた基本方針にも記載の通り、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り越えるためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくことにしております。</p> |
|    | <p>原発は、青天井で膨らみ続ける原発事故の費用負担や核のゴミ問題を考慮すると、他の電源よりはるかに高コストとなる。経産省でさえ、2030年における原発は自然エネルギーより高コストとなることを認めている。これから開発を進める「小型原発」を含めて、今後、建て替え・新設する原発には経済的合理性・市場競争力がなく、開発・建設を進める意味がない。</p> <p>「特定重大事故等対処施設」建設など安全対策費増加をたどり、コスト面でも他の発電方式に劣ることが明らかになっている。いかなる形の原発も危険である。次世代革新炉と言えども原発に反対。</p> <p>圧倒的に高コストである原子力エネルギーをGXの牽引役とすることは不適切。</p> <p>原子力は安価なエネルギーではない<br/>発電所の建設費から始まり何十年もかかる廃炉作業費・溜まり続ける核ゴミ処理費・放射性汚染水の処理費・地元への交付金などなど、これらの費用は未曾有。</p> <p>原子力発電は燃料の調達や施設の維持、事故が起こった場合のコストをトータルで考えると、全く安い発電ではありません。</p> <p>原子力エネルギーは、莫大な税金がつぎ込まれており、一方で膨大なバックエンド経費を含めておらず、安価なエネルギーではない。</p> <p>コストなど、多くの観点から原子力の依存比率は早急に0に下げていくのが妥当である。</p>                   |  |
| 15 | <p><b>ウランは輸入に頼っており、原子力発電はエネルギー安全保障に寄与しない</b></p>   | <p>第6次エネルギー基本計画では、原子力は「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源」とされております。</p> <p>そのため、GX実現に向けた基本方針にも記載の通り、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り越えるためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくことにしております。</p>   |
|    | <p>「エネルギー供給における自己決定力の確保」をうたい、エネルギー安全保障の観点から原発を推進することを正当化していますが、日本は原発で使うウラン燃料を輸入にたよっています。ウクライナ危機で明らかになったように、輸入に頼ることの脆弱性をこそ解決しないといけない問題です。</p> <p>原発の材料となるウランは輸入に頼っており、「エネルギー供給における自己決定力の確保」とは反対です。</p> <p>原子力発電自体、核分裂ではCO2を生じないというだけあり、ウラン鉱石の採掘から数百年に及ぶ使用後の管理まで考えると莫大な環境負荷をかけるものです。現在の自然保護の観点では、生産時から廃棄までを考えるのが一般的であり、原子力は適していないのは明白です。</p> <p>「準国産エネルギー」と書いてあるが、「純国産エネルギー」と見間違えるような表記は止めるべきである。<br/>ウラン燃料を輸入に頼っているため、燃料の確保先としては天然ガスや石油等と変わらない。</p> <p>日本は原発で使うウラン燃料を輸入にたよっている以上、エネルギーの自立ができません。</p> <p>原料のウランは輸入に頼り、さらに使用済み燃料を処分できる施設がない状態では、エネルギー供給における自己決定能力は発揮でき要がありません。</p> <p>原発で使うウラン燃料を輸入するなら、化石燃料と同じく安定性はないと思います。代替にはならない。</p> |  |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>16 原発はトラブルが多く、電力安定供給に寄与しない</b></p> <p>以下の理由で原子力の推進はすべきではない。<br/>・トラブルが多く不安定であり、柔軟に止めたり動かしたりすることはできず、出力調整も難しい。</p> <p>全体に原子力依存度ゼロにする記述に変えてください。<br/>福島第一原発事故発生や数々の原発事故、トラブルで実証されているように、原子力は不安定で危険です</p> <p>原発は、事故やトラブルが頻発する不安定な電源です。ひとたび事故やトラブルが生じて停止すれば、その影響は広範囲に及びます。原発は電力の安定供給上も問題があると考えます。</p> <p>事故やトラブルが頻発する不安定な電源であり、ひとたび事故やトラブルが生じて停止すれば、その影響は広範囲に及びます。<br/>世界の中でも原発への依存度が高いフランスでも、老朽化した原発を多数停止せざるを得ない状況が続いていると認識している。<br/>原発は電力の安定供給面においても、適していない</p> <p>エネルギー供給における自己決定力を確保とあるが、原発はトラブルが発生しやすく安定しない、燃料は輸入頼り、全エネルギー生産のうち6%以下で影響力は限定的と、とてもではないが原発がエネルギー供給における自己決定力を確保できるとは思えない。</p> <p>原発は、事故やトラブルが生じた際その影響は広範囲に及びます。政府は電力の安定供給を謳い原発推進をすすめますが、電力の安全な供給について多くの問題があります。日本国民が日々安心して過ごせる安全な社会にしていきたいと考えます。原発推進を断固反対致します。</p> <p>原発は、事故やトラブルが頻発する不安定な電源です。<br/>ひとたび事故やトラブルが生じて停止すれば、その影響は広範囲に及びます。<br/>原発は電力の安定供給上も問題があります。</p> | <p>S + 3 Eの全てを満たす完璧なエネルギー源は存在せず、エネルギー安定供給を確保するには、あらゆる選択肢を追求していくことが不可欠であると考えています。第6次エネルギー基本計画では、原子力は「エネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国エネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」とされています。</p> <p>その上で、原子力の利用に際してはいかなる事情よりも安全性が最優先であり、高い独立性を有する原子力規制委員会により安全性が確認されなければ、発電所の運転ができない仕組みであることが大前提となります。そのため、安全規制の充足にとどまることなく、プラントの保守管理や組織マネジメントの改善・高度化に不断に取り組むことが重要と考えております。こうした方針を明確にするため、本行動指針案では、自主的安全性向上の取組を記載しております。</p>   |
| <p><b>17 原子力を脱炭素電源とすべきではない</b></p> <p>原発の電気がカーボンニュートラルに寄与するという嘘も広めないで欲しい。建設・維持・使用済み燃料の管理・廃炉工事などの際に出る二酸化炭素量をまじめに計算してください。<br/>以上、フクシマも忘れたふりの無理なことはおやめ下さい。</p> <p>原発・核燃料サイクルは時間と資金とエネルギーの浪費であり、エネルギー安定供給の対策とはなりえない。原発がCO3を排出しないのも発電時だけであり、ライフタイムを通じて脱炭素対策に有効かは議論が残る。これ以上続けるのは国民にはリスクと重荷でしかない。</p> <p>原発が「発電時に」に二酸化炭素を出さないというだけでカーボンニュートラルに資するというロジックにも納得できません。巨大施設の運営、安全管理、たまりつづける廃棄物の管理だけでなく、自治体の避難計画等の負担など、全体で見るととてもグリーンな電源とはいえないと思います。</p> <p>原発は、脱炭素になりません。<br/>海水温度の上昇、燃料の輸送、バックアップとして火力発電所や、夜間電力の活用のためのダムの稼働など、ムダが多すぎます。<br/>もっと抜本的な脱炭素社会に舵を切るべきです。<br/>全面的に見直してください。</p> <p>原子力発電そのものはCO2を排出しないが、採掘、精製、濃縮、再転換、成型・加工、運搬、廃棄の全ての段階でCO2を排出するため、何よりも安全性が確保されないため、「牽引役」と認めることはできない。</p> <p>原発はカーボンニュートラルに貢献しない。<br/>採掘や精製の際に大量のCO2を排出する。</p>   | <p>第6次エネルギー基本計画では、原子力は「エネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国エネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」とされています。また国際エネルギー機関（IEA）は、原子力は50年以上にわたって電力供給の一翼を担い、その間、石炭、天然ガス、石油の必要性を減らすことで、全世界で約66GtのCO2排出を回避したと分析しており、2022年6月に公表した報告書「Nuclear Power and Secure Energy Transitions」においても、2050年までの排出ネットゼロ達成は原子力発電を活用しなければより困難であると結論づけています。</p> <p>そのため、GX実現に向けた基本方針にも記載の通り、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。</p> |



|    |   |   |
|----|---|---|
| 18 | 原子力ではなく、再エネや系統の整備など別の選択肢を追求すべき  | 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐える強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、足元の危機を乗り切るためにも再エネ、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を促進します。 |
|    | <p>もっと再エネに投資してほしいです。</p> <p>代替エネルギーを利用・開発することに予算と頭脳を注いでください。</p> <p>日本のエネルギー戦略については、地球温暖化対策、安全保障政策を念頭に、化石燃料発電および原子力発電を早期に縮小し、小規模分散型の自然エネルギー発電および蓄電、新たな送電システムの構築に力を注ぐべきである。</p> <p>電力の方向性については、原発推進ではなく、自然エネルギーを後押しする方向性を後押しして下さい。</p> <p>福島事故は、原発のような大規模集中電源に過度に依存することが安定供給上の大きなリスクになることを示したはずだ。安価な再生エネによる小規模分散型の発電設備への投資を拡大するのが本筋だ。重要なのは計画から発電開始までの時間が短い再生エネの大幅拡大である。</p> <p>政府がやるべきことは、電力会社相互間で電力を融通できるように送電線網を増強すること、風力発電を積極的に奨励することである。</p> <p>世界の市場は、効率が上がっていく太陽光パネル、蓄電池に注目が集まっています。日本の技術はそちらに注力するべきではないでしょうか？</p> |   |
| 19 | <p>原子力に係る費用を明らかにすべき。</p> <p>現在の原発技術では、原子炉建設から稼働、廃棄までの総コストによる他の自然エネルギーとの比較がなされておらず、ましてや原子力発電から生ずる核廃棄物の処理方法も開発できていない状況で、これを主たるエネルギー源の一つとすることは、関連する行政、学術有識者の怠慢、思考停止と受け止めざるを得ない。</p> <p>それからこの商用炉を2030年代に建設するつもりだそうだが、そうであればまずは建設原発の2030年代発電コスト評価を事前にしっかり国民に公表して頂きたい。原発の発電コストが再生可能発電などよりも高いのであれば、原発新築やリプレースの意味が無い。もちろん核ゴミ処理・保管、廃炉費用、プルサーマル費用、原発地元対策費、原発事故損害賠償保険費用など税金で支払われている費用も、2030年代原発新設コストに含めなければ公平では無い。</p>  | 発電コスト検証ワーキンググループにおいて原子力のモデルプラントの発電コスト試算を行うにあたり、現時点で見積もることができる範囲の中で、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、事故リスク対応費用、核燃料サイクル費用、政策経費といった原子力に係る費用をお示しています。   |
| 20 | あらゆる選択肢を追求することは現実的ではない  | <p>第6次エネルギー基本計画では、「安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ、2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する」との方針を示しています。</p> <p>現時点で2050年を見据えた技術開発やイノベーションの成否を正確に予想することは困難な中にあり、また、周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、国民生活や経済・社会活動の基盤となるエネルギー安定供給の確保に向け、あらゆる可能性を追求する必要があると考えております。</p> <p>今後とも技術開発の最新の情報などにに基づき政策をアップデートしていき、どの分野に政策リソースを重点的に配分するかといった点については柔軟に見直しを行いながら対応していきます。</p>                                 |
| 21 | <p>原子力発電所の事故が起こった際の責任の所在を明確にすべき</p> <p>事故が起きて責任の所在をはっきりさせずにいることについての不信。故に原発の廃止を希望する。</p> <p>原子炉の運転等により生じた原子力損害については、製造物責任法は適用しないとしている「原子力損害の賠償に関する法律（以下、現賠法）」を改正して、原子力事業者が製造物を供給するメーカーも製造物責任を負わせること。</p> <p>事故の責任が誰にあるのかも曖昧な裁判判決が出された中、原子力問題に真摯に対応しているとは、とても思えません</p> <p>最低限、次に事故が発生した場合の責任を事故を起こした原子炉保有法人および現政府の責任者が100%負うという保証を示す必要がある。（実際に重大事故が起これば日本が国家として破綻するので何の保証にもならないだろうが。）</p> <p>行動指針案には、万が一そうした過酷事故が再度発生した場合を想定した、事故収拾の手段や損害賠償の手段や事故の責任の所在について、一切の記述が見受けられない。</p>   | 原子力発電所の事故が生じた場合に事業者が責任を負うべきことは、「原子力損害の賠償に関する法律」に規定されています。その上で、第6次エネルギー基本計画に記載のとおり、「万が一事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき、責任をもって対処する」としてあります。政府としては、原子力損害賠償法に基づく損害賠償措置に加え、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の枠組みに基づく相互扶助スキームを整備しており、被害者に対する賠償が迅速かつ適切になされるよう、引き続き責任を持って対応してまいります。  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 22 | <p><b>2030年度の原子力比率20～22%は達成できないのではないか</b></p>   | <p>原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会が新規基準に適合すると認めた場合には地元の理解を得ながら進めていく方針です。</p> <p>2030年度エネルギーミックスにおける原子力比率の達成に向けては、事業者が連携して、安全性・信頼性を向上させ、設備利用率向上につなげるとともに、一部の炉については、法令で認められた40年を超える運転期間延長を行うことによって、達成することは可能であると考えています。</p> |
|    | <p>2030年の20～22%の電源を原発でまかなえるのか？</p> <p>2030年に原発の電源構成比が20～22%、2050年にカーボンニュートラルに貢献するというのは絵にかいた餅である</p>   |  |
| 23 | <p><b>原子力規制委員会と規制庁の独立性は尊重されるべきである</b></p>   | <p>東京電力福島第一原子力発電所事故の深い反省の上に、原子力利用の推進と規制を分離し、規制行政を一元的に担うため、高い独立性を有する原子力規制委員会が設置されました。科学的な見地から原子力の安全を確保していく上では、今後とも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に規制を行っていくという方針には変わりありません。</p>  |
|    | <p>「再稼働の加速に向けて、規制当局との共通理解の醸成」は推進側と規制側の癒着を招く。</p> <p>「国と事業者は（中略）規制当局との共通理解を醸成する」とあるが、福島事故の大きな教訓の一つとして導入された「規制と推進の分離」という基本的な枠組みを大きく棄損するものである。原子力規制委員会と規制庁の独立性は何よりも尊重されねばならず、規制の権限は事業者の要請よりも上位にあるべきである。「共通理解の醸成」は不要である。また、電事連等との連携強化を謳っているが、規制当局が民間事業者団体に取り込まれている悪しき実例である。規制当局は毅然として独立性を保たねばならない。</p> <p>規制委員会は独立した機関でなければならない。経産省出身者は委員に入れるべきではない。経産省と情報交換をすることなどもってのほかである。</p> <p>安全マネジメントの改革として、「技術課題や安全審査・検査に係る規制当局等との積極的な意見交換、共通理解の醸成」が提起されていることに反対する。そもそも原子力規制委員会は東電福島原発事故の教訓から「一行政組織が原子力利用の推進・規制の両方を担うことの問題解消」（利用と規制の分離）のために設置されたものであるため、推進側と規制側が“馴れ合い”になり得る要素は徹底して排除していくべきである。</p> <p>経産省の行動指針に「再稼働の加速に向けて規制当局との共通理解」を記載することは越権行為であり、分離を目指した規制と推進を一体化することにほかならない。</p> <p>そもそも、なぜ、原子力規制委員会・規制庁がそれまでの経済産業省・保安院から独立して作られたかです。福島原発事故以前は、電力側を強く規制できず事故を招いたとして（規制の虜と言われていました）その反省のもとに、事業者からも国からも独立した3条委員会として発足したはずで、</p> <p>利用と規制を明確して分離することこそが出発点であり、福島原発事故の教訓です。福島原発事故の反省の上に委員会が発足したことを考えると、今回の改正はそれらを蔑ろにするものです。</p> |  |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 24 | 規制基準を見直すべき   | 東京電力福島第一原発事故の反省を踏まえ、規制と利用の分離の観点から、原子力安全規制については、高い独立性を有する原子力規制委員会が一元的に所掌することとされています。そのため、規制基準の見直しについては、原子力規制委員会が科学的な見地から判断していくものと承知しております。   |
|    | 原発のリスクが他のリスクに比べ過剰評価されていますので、規制基準の見直し、実施期限の猶予等検討が必要ではないでしょうか。基準の見直しはIAEA等の意見を聞いて見るべきです。   |   |
| 25 | 規制委による安全性の確認という表現は不適切である   | 「原子力利用における安全の確保」を所掌する原子力規制委員会が実施する審査を、利用政策と分かりやすく区別するために、本行動指針案では「安全審査」や「安全性の確認」という一般的な用語で表現しています。  |
|    | 「原子力規制委員会により安全性が確認されなければ、運転できないことは大前提」とあるが、原子力規制委員会は、新規規制基準適合性審査を行っているのであり、安全性を確認しているのではない、と委員長は過去に発言している。原子力規制委員会は安全性を確認しているのか、そうではないのか、明確にしていきたい。      |   |
|    | "原子力規制委員会により安全性が確認されなければ、運転できないことは大前提。"とありますが、原子力規制委員会が原発の安全性を担保できるのでしょうか？原子力規制委員会自体も、審査の合格が原発の安全性を担保するものではないと言っていたはずです。ですので、その大前提が間違っていると思います。再考を要望します。 |   |
|    | 「原子力規制委員会により安全性が確認されなければ、運転できないことは大前提」と書いているが、規制委員会は、安全性を確認しているとは言っていない。この日本の中で、安全性を確認した人も組織もありはしない。   |   |
|    | 原子力規制委員会は「新規規制基準に適合しているかどうかは審査する。安全性を審査するのではない」と当時の田中委員長が明言している。   |   |
| 26 | 原子力事業を国が行うべき   | 我が国においては、電気事業法に基づき、発電事業の運営は民間企業が担うこととなっております。規制の充足にとどまることなく、プラントの保守管理や組織マネジメントの改善・高度化に不断に取り組むことは重要であり、本行動指針案においては「東京電力福島第一原子力発電所事故の最大の教訓である「安全神話からの脱却」を不断に問い直していくべく、国と事業者は、幅広い関係者と連携して、規制充足にとどまらない継続的な安全性向上に向けて、安全マネジメントの改革を進める」  |
|    | 資源高をどうするのか野党も含めて解決策を出してもらい、原子力しか解決策は日本に出来るのではないのだという議論が必要で合意形成が大事です。<br>官には官の役割（民間で出来ないことをやる役割）があるので原子力発電を国営でやるのも今は必要だと思います。                             | こととしております。<br>その上で、事業運営の在り方については、まずは各事業者の経営判断において検討されるものであり、現時点で原子力事業の国有化は考えておりません。政府としては、事業者が安定的に安全対策や廃炉等に関する取組を行うことができるよう、引き続き事業環境の整備に努めてまいります。   |
| 27 | 原子力事業者の事業体質・運営体制の改善を進めるべき  |   |
|    | 原発稼働事業者に運転資格無し <杜撰な管理 驕り、隠蔽、騙す><br><br>安全性の確保を大前提の前に透明性を加え、透明性ならびに安全性の確保を大前提とすべき。都合の悪い情報を隠蔽するのが原子力事業者の常であるからだ。この姿勢では原子力の消滅しかないだろう。                       |   |
| 28 | 電力会社から原子力部門を切り離すべきである  |   |
|    | 電力自由化及び福島事故により事業者の原子力部門が大きく棄損している現状を踏まえ、事業者の原子力部門の速やかな再編、オールジャパン体制の構築を政府主導で実施することを政策の柱とするようお願いいたします。   |   |
| 30 | 原子力発電の利用を推進すべき   | 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされています。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。 |
|    | カーボンニュートラルや環境問題の解決に向けても、原子力発電の比率を高めることは当然のことと思います。   | そのため、GX実現に向けた基本方針にも記載の通り、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。  |
|    | 今後は、本行動指針案にも記載されているとおり、運転期間の仕組みについて事業者の安全性向上等への取組状況や社会情勢等も踏まえながら必要に応じて見直しを検討する等、原子力の持続的な活用に向けた取組みを進めることが重要である。   |   |
|    | 日本のエネルギー事情を考慮すると、原発再稼働は必定であります。  |   |
|    | 原子力の活用を賛成する。エネルギーの安定供給のために必要だと考える。   |   |
|    | 原子力発電は東日本大震災から批判の声が多いが、それから対策が取られており次世代型原子力発電が開発されているため、原子力発電をもっと勤めて良いと思った   |   |
|    | 安全性を最優先しつつカーボンニュートラルの達成に向けて原子力の利用を図っていく方針に賛成します  |   |
|    | 原発は二酸化炭素を排出せず、燃料に不安の無い【安定】電源です。私は原発を信頼しています。   |   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 31 | <p><b>原子力と共に他の電源も推進すべき</b></p>  | <p>第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされています。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐える強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、足元の危機を乗り切るためにも再エネ、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を促進します。</p>  |
|    | <p>基盤エネとしての原子力発電量と水力／揚水発電(蓄電)の増大に期待する</p> <p>新型原子炉や高速炉、高温ガス炉等の開発はまさに技術立国日本が取り組むべき課題であり、官民力を合わせて取り組むべきである。資源が少ない日本のような国は国民の教育水準が高いことを資源として原子力という難しい技術を克服して利用し、次世代に繋いでゆく必要があると思う</p> <p>勿論再生可能エネルギーの開発や石油、石炭のクリーンエネルギー化にも日本の技術力は活用すべきである。エネルギーミックスを考えた政策を進めてほしい。</p>  |  |
| 32 | <p><b>運転延長や建て替え及びその支援といった行動指針の内容は依存度低減の方針と矛盾するのではないか</b></p> <p>エネ基本の原子力の依存度低減に反する原発の運転期間延長とリブレイスは断固認められない。</p> <p>原発新設・リブレイスを進めることは、第6次エネルギー基本計画に沿わない内容となっており反対します。</p> <p>「原発依存度をできるだけ減らす」と原則はもう決まっているわけですが、この意味合いが、人によって違うような使われ方をしている気がします。運転延長とか、新增設・リブレイスというのと、依存度をできるだけ下げるといのが、両立すると思えない人が多いと思いますが、まるで両立するかのように話がされている。ここはきちんと議論すべきだと思います。</p> <p>依存度低減を踏まえるならば、次世代革新炉(?)の建て替えは理由にならない。</p> <p>「開発・建設に向けた方針」では、「震災前と比較した依存度低減という現在の方針も踏まえ、まずは廃止決定した炉の次世代革新炉への建て替え」(P9)を提案している。「可能な限り原発依存度を低減する」とことと、廃炉決定した炉の建て替えとは、明らかに矛盾する。</p> <p>「原子力への依存を可能な限り低減」としてきた従来のエネルギー基本計画から原発推進に舵をきったこの指針に反対する。</p> <p>廃止決定炉の建て替え(9頁)の方針は「可能な限り原発依存度を低減する」とする第6次エネルギー基本計画に反するものであり、容認できません。撤回を求めます。</p> | <p>第6次エネルギー基本計画では、原子力について、再エネを最大限導入する中で「可能な限り原発依存度を低減する」との方針を示すと同時に、2050年のカーボンニュートラル実現のために、「必要な規模を持続的に活用していく」ことを明記しています。</p> <p>このため、「可能な限り原発依存度を低減する」との趣旨は、原子力発電ゼロを目指すことを意味しているわけではなく、この方針は、本行動指針においても変わることはありません。</p> <p>本行動指針案では、運転期間の延長や廃止決定した炉の次世代革新炉への建て替えを行っていくとの方針を示していますが、これは「可能な限り原発依存度を低減する」中にあって「必要な規模を持続的に活用していく」としてきた従来の方針と矛盾することはありません。</p>   |
| 33 | <p><b>エネルギー基本計画を見直すべき</b></p>   | <p>エネルギー政策基本法第12条第3項では「経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」と定められており、第6次エネルギー基本計画は、これに基づくプロセスに沿って策定されています。現時点で直ちにエネルギー基本計画を見直すことは考えておりませんが、今後、法律に基づき適切なタイミングで見直しを検討します。</p> <p>なお、第6次エネルギー基本計画の策定に当たっては、国民の皆様にも広く議論に御参加いただけるよう、基本政策分科会の資料や議事録を公開し、会議の様子はYouTubeで中継しました。さらに、検討段階から審議会での議論が取りまとめられる令和3年2月～令和3年9月まで、資源エネルギー庁のWebサイトに「意見箱」を設置してエネルギー政策に関する御意見を広く募集し、日頃からエネルギー政策にご関心をお持ちの方から、様々な意見を多数いただきました。いただいた御意見は、毎回の基本政策分科会において資料として配付し、議論の参考とさせていただきます。</p> |
|    | <p>今回の指針のもとになっている「エネルギー基本計画」自体が、国民の意見を最大限汲み取ったとはいえないプロセスで決められたものである(委員会のメンバーなどを見れば、業界の利権と関わりのあることは一目瞭然)。</p> <p>まずは、「エネルギー基本計画」自体を制定プロセスから見直す必要があると考える。</p> <p>国の将来のエネルギー政策を決めていこうとするエネルギー基本計画を策定することが第一ステップです。</p>   | <p>第6次エネルギー基本計画についてのパブリックコメントの実施は、法的な義務のあるものではありませんが、世の中の関心の高さに鑑みて総務省の通達に則った手続きを行っており、令和3年9月3日から10月4日までの32日間にわたり御意見を募集し、寄せられた御意見について丁寧に精査し、対応させていただきました。</p> <p>このように第6次エネルギー基本計画の策定プロセスに問題があったとは考えておりません。</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 34 | <p><b>依存度低減を削除すべき</b></p>   | <p>第6次エネルギー基本計画では、原子力について、再エネを最大限導入する中で「可能な限り原発依存度を低減する」との方針を示すと同時に、2050年のカーボンニュートラル実現のために、「必要な規模を持続的に活用していく」ことを明記しています。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、安全を最優先し、経済的に自立し脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」こととしており、その方針は本行動指針案においても踏まえられております。</p>  |
|    | <p>エネルギー基本計画や行動指針において「依存度低減」という文言が残されている点については、事業予見性や国民理解の低下に繋がり得るものであり、原子力の持続的な活用の障壁となることを憂慮する。「再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する」というGX実行会議における取りまとめ内容と整合した分かりやすいメッセージが出されることを期待する。</p>  |  |
| 35 | <p><b>まだ決定されていない「原子力利用に関する基本的考え方」を引用するのは不適当</b></p> <p>原子力委員会が同時に意見募集している「原子力利用に関する基本的考え方（パブリックコメント案）」を、案の中に入れて意見を聞くなど乱暴すぎる。</p> <p>「意見公募の趣旨・目的・背景」の内容は、パブリックコメント中の案に則って策定された行動指針（案）と説明されていると理解でき、それは手続き的に間違っていると思う。よって、即刻取り下げ、改めて必要な修正をした上で意見を求めるべきである。</p> <p>「原子力利用に関する基本的考え方」に則って本「行動指針」（案）は策定されたところだが、この「・・・基本的考え方」はパブリックコメント案であると本文のp.1にある通り、現在意見募集をしている段階で、まだ確定されていないものである。未確定なものに則って策定された本「行動指針」（案）を意見募集に出すとはどういうつもりなのだろうか。このことは、「・・・基本的考え方」（パブリックコメント案）は何の修正もせずに決定されることを前提にして意見募集をしていることになる。これは国民を完全に馬鹿にしたものと言え、到底許せるものではない。国民にお詫びをして即刻取り下げるべき代物である。また、この事態は経産省なり政府がパブリックコメントで意見募集をして決定すると言っているが、そもそも国民から意見を聞くつもりなどさらさらなし、他のすべての案も意見募集を形式的にやっていますと経産省自ら暴露していることになろう。国民として記憶しておくべき事態と理解した。</p> <p>原子力委員会の基本的考え方（パブリックコメント案）はまだ確定していない未確定の考え方を参照して「行動指針（案）」が作られていることがおかしい。</p> | <p>「原子力利用に関する基本的考え方」（パブリックコメント案）は、内閣府原子力委員会における議論を踏まえて、令和4年12月21日にとりまとめられており、本行動指針案において引用することは問題無いと考えております。その上で、「原子力利用に関する基本的考え方」は令和5年2月20日に原子力委員会において決定され、同2月28日に尊重する旨の閣議決定がされております。</p>  |
| 36 | <p><b>GXは化石燃料利用の維持・推進等が含まれており、グリーンとは言えない</b></p>  | <p>「GX実現に向けた基本方針」は、GXの実現を通して、2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年のカーボンニュートラルの国際協約の達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、我が国の産業構造・社会構造を変革し、将来世代を含む全ての国民が希望を持って暮らせる社会を実現すべく、GX実行会議における議論の成果を踏まえ、今後10年を見据えた取組の方針を取りまとめたものです。</p> <p>同基本方針では、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などの脱炭素電源への転換を進めるとの方針を明確にするとともに、化石燃料であっても水素・アンモニアやカーボンリサイクル・CCSなどと組み合わせ、中長期的にグリーンに転換して行く方針を提示しています。</p> <p>このような取組は、エネルギー安定供給の確保と2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年のカーボンニュートラルの国際協約の達成の両立を目指す上で重要であり、基本方針では、例えば、火力発電において水素・アンモニアを化石燃料と混ぜて燃焼させることや、カーボンリサイクル技術を利用することなどを示しております。</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | GX（グリーントランスフォーメーション）という名称を用いていますが、実際には化石燃料に依存した既存の産業や社会構造を維持するものです。持続可能なエネルギー社会への移行や気候危機への対応ではありません。  |   |
| 37 | 福島第一原発の廃炉と福島の復興に全力を尽くすべき  | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉と福島の復興は政府の最重要課題であり、引き続き政府一丸となって必要な取組を進めてまいります。福島第一原発の廃炉は、福島復興の大前提であり、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下中長期ロードマップ）に基づき、2041～2051年までの廃止措置完了を目標に、国内外の叡智を結集し着実に取組を進めます。使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、3号機からの取り出しが2021年2月末に完了し、汚染水発生量については、2021年度には一日あたり130トンとなり、最大発生時の4分の1程度にまで低減しました。また、2022年2月には1号機の内部調査を開始するなど、全体として廃炉は着実に進捗しております。引き続き、予測の難しい困難な作業が発生することも想定されますが、安全確保を最優先、リスク低減の方針を堅持し、地域・コミュニケーションを一層強化しながら、廃炉をしっかりと進めていきます。ALPS処理水については、2021年4月に、安全確保と風評対策の徹底を前提に海洋放出する方針を決定しました。方針決定以降、漁業者や地元の方々を始め、国内外の関心を持つ方々に対して、1000回以上の説明・意見交換を実施すると共に、ALPS処理水の安全性について、テレビCMやWeb広告、全国紙の新聞広告等も活用し、大規模な情報発信を実施してきました。引き続き、安全性確保、理解醸成活動、風評対策の徹底に取り組みます。また、被害者の方々の個別の御事情を丁寧にきめ細かくお伺いしながら、公平かつ適切な賠償が行われることが重要です。今後とも、被害者の方々の気持ちに寄り添いながら、しっかりと賠償が行われるよう、東京電力に対して指導してまいります。避難指示及び避難指示解除について、発災当時においては、原子力安全委員会の意見を受け、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告における参考レベルの幅である年間20～100mSvのうち、最も厳しい値である年間20mSvを参考にして避難指示を実施しました。国としては、長期目標として、個人の追加被ばく線量が年間1mSv以下となることを目指しており、その実現に向けて引き続き総合的・重層的に放射線防護策を講じてまいります。また、2017年の福島特措法改正により、将来にわたって居住を制限するとされた帰還困難区域において、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を位置付けました。これに伴い、除染やインフラ整備等の環境整備を着実に進め、昨年には、葛尾村、大熊町、双葉町、今年には浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現しました。残る飯館村についても、本年5月1日に避難指示を解除する旨決定されました。特定復興再生拠点区域外についても、自宅に帰りたい、元居た場所で生活を再開したいという住民の方々の声に応えるために、2020年代をかけて、帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるよう、ご意向を個別・丁寧に把握し、避難指示解除に向けた取組を進めてまいります。 |
|    | <p>福島原発の終息が見通せないまま、次に向かうのも信頼性がありません。福島原発の終息が先です。</p> <p>福島事故の後始末をきちんとするべき。原発を廃炉にし、放射能を出さない安全な区域にする。被害者が元の状態で生活できるように配慮し、努力すること。汚染土や汚染水…まだまだ不安ばかりの現状に、さらに原発を動かすことに不安は増すばかりです。</p> <p>再処理・廃炉・最終処分プロセスの加速化としているが、再処理工場の稼働は26回も延期され、今後も延期が続く可能性が高いと考えられます。また、多くの廃炉が計画されているものの、こちらも進んでおらず、最終処分場も建設されていません。特に、福島第一原発は事故炉については、人が近づくことも難しい状況なので、どうやって廃炉にするのか、現実的な計画がありません。こちらの課題にもっと真剣に取り組むべきでしょう。</p> <p>技術ノウハウの無い原発の使用期間の延長や新增設では無く、福島の復興や廃炉・汚染水処理技術の方に注力すべきだと考えます。</p> <p>福島原発事故は事故処理も避難者に対する賠償もまだ全然片付いていません。このような状況での原発推進に断固として反対します。</p> <p>今なお続いている東京電力福島原子力発電所の事故処理をさっぱりと終わらせる方が先です。</p> <p>原子力の利用の検討は、福島の復興再生を成し遂げた後にはじめて検討すべきである。2011年3月の東日本大震災に端を発した東京電力福島第一原発事故は、収束から程遠く、故郷を失い、生業を失い、生き甲斐を失った人々の被害と痛みに向き合い、被害者の救済事故の原因究明、福島第一原発施設の安全確保もできていない現在、原子力の活用を進めることはありえない。</p> |   |
| 38 | <p>福島第一原発廃止措置にかかる中長期ロードマップを見直すべきである</p> <p>福島第一原発廃炉作業では、溶けた燃料デブリを取り除く作業は大きく遅れ、具体的な目処は立てられない状況にある。</p> <p>また、事故炉の廃止措置目標を中長期ロードマップでは2041～2051年までに完了としているが、燃料デブリの試験的取り出しさえ見通しが立っておらず、現中長期ロードマップの通りには廃止措置はできないと判断して、現ロードマップを根本的に見直すべきである。</p> <p>原発廃炉の方針とそれに向けたロードマップを具体的に打ち出すべきである。</p> <p>「中長期ロードマップ」に基づき、2041～2051年までの廃止措置完了を目標に」の文言は間違っているし、誰も信じていない。1979年に事故を起こしたスリーマイル原発でさえ、43年かかって廃炉措置は完了していない。それよりはるかに重大な事故が4基で起きた福島第一原発が30～40年で廃止措置が完了するわけがない。原子力学会の報告書でさえも、廃止措置のゴールすなわちエンドステートが示されないプログラムの欺瞞性を指摘している。</p> <p>「今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）」には2050年までに廃炉作業終了とあります。特に1号機ではデブリが広範囲に散乱しており、2号機、3号機も含めて2050年までにデブリを全て取り出すことは、不可能である。</p>   | <p>福島第一原発の廃炉作業に関しては、これまでも、中長期ロードマップに基づき、汚染水発生量の低減、使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリ取り出しに必要な機器の開発等を進めているところであり、着実に取組を進めております。</p> <p>中長期ロードマップ自身は、日々得られる情報に基づいて、個々の工程を柔軟に調整することを前提としているため、現時点の情報で、直ちにロードマップの見直しを行うものではありませんが、新たな状況や知見を踏まえながら、具体的な作業を柔軟に見直しつつ、着実に工程を進めていくことが重要と考えております。</p> <p>今後も予測の難しい困難な作業が発生することも想定されますが、国も前面に立ってしっかりと進めていきます。</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>福島第一原発の廃炉への取組では、デブリの取り出しは進まず計画の予定期限は過ぎており効果的な対策がうていない状態であり、2041～2051年までの廃止措置完了は事実上破綻していると言える。現実を踏まえ、デブリの無理な取り出しはやめ、原子炉建屋の長期遮蔽管理に移行するなど、ロードマップの根本的な見直しを実施すべきである。</p>  |   |
| <p>政府も東京電力も、福島第一原発の廃炉に関わる問題の全体像を示すことなく、「処理水を海水で希釈すれば安全である」といったことの宣伝ばかりに莫大な予算を投入しているが、福島第一原発事故で発生した大量の汚染物質を、敷地外に持ち出すことが、本当に可能なかということを社会に問うべきである。</p> <p>その議論から導かれる第一の答えは、「冷温停止から30～40年後の廃炉」という目標は絵空事に過ぎず、まずこの前提を撤回しなければならない、ということではあるはずである。</p>  |   |
| <p><b>39 ALPS処理水の安全性の観点から、ALPS処理水を海洋放出すべきでない</b></p>  | <p>ALPS等により、トリチウム以外の放射性物質について、安全性に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出に当たっては、公衆や周辺環境の安全を確保するため、トリチウム及びトリチウム以外の放射性物質について、国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）の勧告に沿って従来から定められている核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく規制基準など、国内外の規制・ルールの厳格な遵守を東京電力に求めます。</p> <p>こうした対応をとることにより、周辺地域の公衆や環境、農林水産品等については、現在と同様、安全が確保されることとなります。なお、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（以下「UNSCEAR」という。）の手法を用いてALPS 処理水の処分に伴う放射線の影響評価を行った結果、自然放射線による影響（2.1 mSv/年）と比較し、極めて小さいことが確認されています。</p> <p>また、新たにトリチウムに関するモニタリングを漁場や海水浴場等で実施するなど、政府及び東京電力が、放出前及び放出後におけるモニタリングを強化・拡充します。その際、①国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の協力を得て、分析機関間の相互比較を行うなどにより、分析能力の信頼性を確保すること、②東京電力が実施するモニタリングのための試料採取、検査等に農林水産業者や地元自治体関係者等が参加すること、③海洋環境の専門家等による新たな会議を立ち上げ、海域モニタリングの実施状況について確認・助言を行うこと等により、客観性・透明性を最大限高めめます。</p> <p>トリチウム等を含む液体放射性廃棄物については、各国の規制基準を満たすことにより、放射性物質の取扱施設から環境中に管理放出することが認められています。国内外の原子力施設からも、各国の規制基準を遵守しつつ、トリチウムが放出されていますが、それらの施設の周辺において共通に見られるトリチウムが原因と考えられる影響は見つかっていません。</p> |
| <p>ALPS処理水の海洋放出は、ALPSで除去できない核物質を含むため、反対です。</p> <p>海への汚染水放流がいかに海の環境を壊しているか。未来を担う子ども達のために、安心して安全に暮らせる日本にはどのような行動を取るべきかを考えてください。</p> <p>トリチウムの海洋放出は、放射性障害の発生を高めます。いかに薄めようが、生物濃縮という生物循環によって濃度が高まり、やがては人間に戻ってきます。日本海の魚貝類・海藻販売にも大きなマイナスになります。海洋放出の撤回を求めます。</p> <p>汚染水の海洋放出は海洋を汚染し認められません。トリチウムは有機トリチウムとなり生態系を通じて濃縮されるので薄めても危険です。</p> <p>ALPS処理水の海洋放出処分は断じてすべきでない。環境保全の観点から、海洋を放射性物質の投棄場としてはならない。</p> <p>トリチウムの海洋放出には反対します。トリチウムが人体に及ぼす影響はまだ科学的に明らかになっていません。</p> <p>ALPS処理水はトリチウム以外の核種も十分に除去できない状態で運転されている事実が指摘されており、その処理水を放出することはそれ自体が深刻な海洋汚染である。魚介類は国民にとって重要なタンパク源であり、その利用を損なうことにつながる処理水放出はやるべきではない。</p> |   |
| <p><b>40 風評影響・風評被害の観点から、ALPS処理水を海洋放出すべきでない</b></p> <p>汚染水の海洋投棄について「風評被害」とか「風評払拭」という言葉を使っている。トリチウムだけをとりあげたとしても「実害」なのである。存在しえない「害」を喚き立てているわけではない。「風評被害」とすることで、汚染水の海洋投棄に反対する人々が加害者であるかのように描き出す手口に憤りを禁じ得ない。</p> <p>風評被害対策をするといいますがそれは可能でしょうか？とても可能とは思えません。</p> <p>海洋放出ありきで、住民。漁業者の意見を無視している。「風評被害」ではない。</p> <p>「風評対策」というが、これは国民を愚弄した表現である。根もない風評ではなく原因と（まだまだその全貌は見えていないが）結果が明らかな実害である。</p>  | <p>政府は、令和3年4月、廃炉・汚染水・処理水関係閣僚等会議において、安全性の確保と風評対策の徹底を前提に、「ALPS 処理水の処分に係る基本方針」を決定しました。</p> <p>基本方針を策定以降、漁業関係者など様々な方から風評への御懸念や必要な対応について御意見を伺い、安全確保・風評対策に係る各取組を実施してきました。</p> <p>令和4年8月には、風評影響に対しては対策の一層の強化が必要との認識の下、これまでに頂いた御意見を踏まえ、重点的に取り組むべき対策を整理し、取組を強化・拡充し、漁業者を始め地元住民等との車座対話や全国地上波のテレビCM・WEB広告・全国紙の新聞広告等を活用した情報発信等の取組も強化し、理解醸成の取組が進展してきており、また、漁業者の事業継続のための対策は、漁業者の方々から信頼関係構築に向けての姿勢との評価を得ているところです。</p> <p>令和5年1月に策定した「ALPS処理水の処分に伴う対策の進捗と基本方針の実行に向けて」を踏まえ、各対策を確実に実施し、安全確保や風評対策の実効性を上げていくとともに、対策の内容について繰り返し説明・対話を重ね、頂いた御意見を踏まえ随時改善・改良・充実に努めます。</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>汚染水・処理水の海洋放出は、反対である。海に垂れ流すことは、地球を汚すことで到底許すことはできない。放出すれば風評被害が起こるのは当然であろう。</p> <p>日本国内だけでなく海外からの風評被害の問題も現実問題としてあります。</p> <p>汚染水を汚いと思う人に「風評被害」のレッテルを貼って汚染水を流すことを正当化するべきではない。</p>  |  |
| 41 | ALPS処理水について他の方法で処分すべき   | <p>タンクに保管している水の取扱いについては、トリチウム水タスクフォース及びALPS小委員会において、専門家が、風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を6年以上重ねてきました。</p> <p>これを踏まえ、令和2年2月に取りまとめられたALPS小委員会の報告書では、トリチウム水タスクフォースで技術的に実施可能とされた5つの処分方法（地層注入、海洋放出、水蒸気放出、水素放出、地下埋設）について、技術や制度、時間軸等の観点から評価がなされました。</p> <p>結果として、①地層注入については、適地を探さねばならず、モニタリング手法も確立されていないこと、②水素放出については、前処理やスケール拡大等の技術が未確立であること、③地下埋設については、固化時にトリチウムを含む水分が蒸発し、また規制制度の確立や処分地の確保といった課題に対応するため、必要な期間を見通すことは難しいこと、といった評価がなされました。</p>   |
|    | <p>「ALPS処理水の処分は先送りできない課題」とあるが、今からでも海洋放出以外の選択肢に切り替えるべきである。米国サバンナリバーで実績のあるモルタル固化方法は海洋汚染リスクを永久に遮断できる。汎用土木技術で可能、漁業補償金や国際的な反対世論も発生しないという最も優れた解決方法である。</p> <p>海洋放出を避けるべく地上保管の方法を追求すべきである。</p> <p>原子力市民委員会などが提案している、大型タンク保管案、モルタル固化処分ですが、東電は十分検討を行っていません。大型タンクには、石油備蓄で長年の実績があり、防液堤の設置など、十分な対処策がすでに技術的に確立しています。また、モルタル固化処分については、水と熱で水が蒸発することを指摘していますが、これについても、対策が可能です。こうした代替案について提案者の意見をきかずに、東電の見解のみを踏まえて審査を行うことは、不適切です。</p> <p>「大型タンクでの長期保管」や「モルタル固化による永久処分」を検討し海洋放出以外の方法を実施すべきである。</p> <p>長期にかけて安全性を実証（今は机上で安全だと言っているに過ぎない）して、はじめて理解できるものである。現状では、自然界に放出せず管理する方法を考えるべきである。</p> <p>現状の貯蔵を継続しながら、コンクリート固化など他の方法へと方針転換すると書くことを求める。</p> <p>現実的な他案を検討すべき</p> | <p>同報告書では、こうした評価を踏まえ、ALPS処理水の処分方法としては、制度面や技術面を踏まえれば、水蒸気放出か海洋放出が現実的な選択肢であり、その中でも、各国の放射線防護基準において広く参照されているICRPの勧告に沿って従来から定められている規制基準を厳格に遵守することを前提に、国内で放出実績がある点やモニタリング等を確実かつ安定的に実施可能であることから、海洋放出がより確実に実施可能であるとされています。</p> <p>ALPS小委員会の報告書やこれまでに頂いた意見を踏まえ、福島第一原発において安全かつ着実に廃炉・汚染水・処理水対策を進めていくため、各種法令等を遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、ALPS処理水の処分を行うこととし、海洋放出を選択しました。</p> <p>ALPS処理水の海洋放出については、IAEAが、令和2年4月に公表したALPS小委員会の報告書に係るレビュー報告書の中で、「世界中の原子力発電所や核燃料サイクル施設で日常的に実施」されているため「技術的に実施可能な手法である」と評価しています。</p> |
| 42 | ALPS処理水の保管・処分場所等どのように検討されたのか  | <p>東京電力福島第一原発の廃炉は、福島の復興の大前提です。日々、発生する汚染水については、多核種除去設備等で放射性物質を浄化処理し、可能な限り放射性物質を取り除いた上で、タンクに保管していますが、これを保管する巨大な貯蔵タンクは1000基を超え、今後、より本格化する廃炉作業を安全かつ着実に進めるため、新しい設備を建設する場所を確保する必要があります。そのため、ALPS処理水を処分して、タンクをなくしていくことは、廃炉と復興に向けて不可欠な作業です。</p> <p>ALPS処理水の処分の決定については、政府において、6年以上にわたって専門家と議論を行いました。その結果、国内外での実績の有無やモニタリングの容易さなどを考慮し、海洋放出が最も確実な手段であると評価されました。その後、公開の場での意見聴取や書面意見の募集などを経て、安全性の確保と徹底した風評対策を前提に、海洋放出を行う方針を決定しました。</p>  |
| 43 | <p>漁業者との約束は守るのか</p> <p>漁民は強く反対しており、了解を得なければ放出はしないという約束はどうなったのか？多くの市民も、海外からも反対の声があがっている。</p> <p>漁業者は、一貫して海洋放出に反対を表明している。福島県内の多くの自治体も反対を表明している。したがって、汚染水の放出はできないはずである。一方的に「海洋放出を行う方針を決定」することは、漁業者や住民の意見を軽んじるものである。</p> <p>漁業者との合意形成ができていない。</p>   | <p>ALPS処理水の処分については、2021年4月、安全性の確保と風評対策の徹底を前提に、2年程度後を目処に海洋放出を行う政府方針を決定しています。漁業者の皆様からは、事業継続のための支援や漁業者・国民への説明、風評被害対策、ALPS処理水の安全性の担保等の対応を求められていますが、これに真摯に対応していくことが重要であり、今後もこれにしっかりと対応していきたいと思っております。いずれにしても、2015年の福島県漁連に対する「関係者の理解なしには、いかなる処分も行いません」との回答に沿って、理解が得られるよう、説明する努力を重ねるとともに、採り得るあらゆる対策を徹底的に講じていきます。</p>  |



|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>「漁業者等への丁寧な説明など、理解が得られるよう取り組む」としながら、「ALPS処理水は関係者の理解なくして海洋放出しない」という福島県漁連への経済産業大臣や東京電力社長による文書確約には全く言及せず、無視し続けています。最大の関係者である福島県漁連など漁民による「断固反対」の一貫した主張を踏みにじて強行された「ALPS処理水の海洋放出を行う方針」の決定は、そもそも一方的な約束違反であり、信義にもとる詐欺的行為であり、「関係者の理解が得られる」目処など全くありません。</p> <p>漁協は一貫して汚染水の海洋法放出に反対しているし、東電は漁業者の承諾がない限り放流しないと約束している。この約束を無視して海洋放流を閣議決定した政府が「丁寧な説明」で理解が得られると言い放つのは反倫理的である。</p> <p>漁業関係者に、同意を得ないことはやらないと約束したことは、やってはならない。</p> <p>政府が漁業者等の主張を理解して、受け入れるべきである</p>   |  |
| <p><b>44 ALPS処理水に関する情報発信・情報公開を推進すべき</b></p> |  | <p>決して風評影響を生じさせないとの強い決意の下、科学的な根拠に基づく情報をわかりやすく発信することや双方向のコミュニケーション等を通じ、ALPS処理水の海洋放出における安全性の確保や風評影響を最大限抑制するための対応について、国内の消費者等や風評を受け得る様々な事業者の理解を深める取組を徹底します。</p> <p>具体的には、ALPS処理水の安全性や方針決定の背景、対策の内容について、約1000回の説明会を実施し、漁業者や地元の方々を始め、国内外の関心を持つ方々に、繰り返し御説明をさせていただいていた他、テレビCM・WEB広告・新聞広告を活用した全国大での情報発信強化等を進めてきたところです。</p> <p>また、海洋放出により、大きな影響を受け得る事業者の方々の懸念を払拭し、これまでの多大な努力により築かれてきた消費者等との安心・安全の基盤が毀損されないよう、水産物の放射性物質モニタリングを実施し、その結果を随時公表するなど、科学的な根拠に基づく情報をわかりやすく発信します。さらに、当該産業に係る生産・加工・流通・消費のそれぞれの段階において理解を得るための取組を重点的に行うとともに、風評影響が生じた場合の対策について丁寧に説明し、理解を深めます。</p>  |
|   | <p>ALPS処理水を「厳格な安全性の確保」を前提に海洋放出するところが、安全であるという科学的根拠が示されていない。</p> <p>ALPS処理水などに関しては科学的に根拠のある情報発信を行っていきべきとしていますが、現在、国は「科学的な情報発信」と称して、巨額の予算を費やして処理水の海洋放出のために宣伝活動を行っています。トリチウム以外の放射性核種が、現在タンクの中にどのくらい残留しているのかなど基本的な情報については明らかにされていません。科学的な情報発信をいうのであれば、まずはそうした情報開示を行うべきです。</p> <p>ALPS処理水の海洋放出に関し、処理水放出の国民的理解を得たいためなのか、TVコマーシャルがやられていたが、これには非常に違和感を覚えた。コマーシャルではなく、各地できちんと説明会を催すなり、責任ある立場の人間が科学的見地に基づいて、国民的理解を求めるべきものである。決してコマーシャルで済まされるものではない。更に、海洋放出について、中国・韓国や近隣諸国への事前説明はどのように為されているのであろうか、きちんと事前説明をしているのかと問いたい。</p> <p>ALPS 処理水の海洋放出を行う方針を決定した。処理水の 安全性確保や風評払拭に向けたあらゆる対策に取り組むとともに、風評影響を受けるおそれのある漁業者等への丁寧な説明など、理解が得られるよう取り組む。科学的な根拠を十分に提示できるよう取り組み、広く説明すべきです。</p> <p>処理水の中のトリチウムについては、一応、世界のコンセンサスがあるので、それにのっとって適切は処理がなされる事を期待しています。しかし、問題はALPSで取り切れなかったトリチウム以外の核種がどの程度残留しているのかの情報の公開をしっかりとしないと、風評被害を根絶できません。化学の常識では、どんなに濾過しても、100%不純物を除去できるわけではないので、どの程度、残留しているかを公開して、その危険性と安全性について定量的に情報を発信することが肝心です。</p> | <p>海外に対しても、科学的な根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られることのないよう、あらゆる機会を捉えて、情報発信を行います。また、IAEAや経済協力開発機構/原子力機関（OECD/NEA）などの国際機関による協力を得るとともに、日々のモニタリングなどで得られる各種データについて、海外の関係者も確認できるように情報公開を徹底します。</p> <p>ALPS処理水に係る説明や意見交換を随時実施するとともに、経済産業省のホームページやパンフレット・解説記事などを通じて、廃炉・汚染水・処理水などに係る対策の状況やトリチウムに関する科学的な情報、他国の原子力発電所等における対応、政府の考え方や取組状況を解説するための資料など、皆様から御関心を寄せていただく様々なトピックスについて公表しています。</p> <p>こうした情報をネットメディアやSNSにより広く発信しています。国際社会に対しても客観性と透明性をもった科学的な根拠に基づく情報発信や説明をわかりやすく行っていきます。外国政府に対して、在京外交団や在外公館、国際会議の場などを通じた説明、経済産業省や外務省等のホームページでの広報資料の英語での掲載等を引き続き実施していきます。</p> <p>今後とも、皆様からいただく御質問や御指摘も踏まえつつ、ALPS処理水の具体的な処分方法や風評影響を抑制するための対応、放射線に係る基本的な知識や科学的な根拠に基づく正確な情報やデータ等について、わかりやすいパンフレットや動画等も活用しつつ、引き続き丁寧な情報発信に努めてまいります。</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>45 「ALPS処理水」には基準の数千倍以上を超えた核種が7割程度に含まれている事実を正確に記述すべき</p> |  | <p>ALPS 処理水の海洋放出に当たっては、公衆や周辺環境の安全を確保するため、国連海洋法条約を始め様々な国際条約や、トリチウム及びトリチウム以外の放射性物質について、ICRP の勧告に沿って従来から定められている原子炉等規制法に基づく規制基準など、国内外の規制・ルールの厳格な遵守を東京電力に求めます。</p> <p>このため、実際に放出する ALPS 処理水については、ALPS 等の浄化装置による浄化処理や希釈を行うことにより、トリチウムを含む全体として、原子炉等規制法に基づく規制基準を確実に下回ることとしています。</p> <p>実際に ALPS 処理水の放出を実施する際には、トリチウム以外の核種の放射線濃度について、希釈前の段階で告示濃度比総和 1 未満となるまで浄化処理を行う方針であり、こうした対応をとることで、確実に必要な水準を満たすとともに、ALPS処理水の性状やタンクでの保管状況、処分にあたっての方針を分かりやすくお伝えするよう努めてまいります。</p> <p>なお、2020 年 9 月から 12 月にかけて東京電力が実施した二次処理性能確認試験においては、再浄化を 1 回実施することにより、各核種の放射線濃度をどの程度まで下げられるかなどを確認・評価するための試験を実施しました。全ての浄化対象となる 62 核種について分析を完了し、浄化処理により、炭素 14 も含め、トリチウムを除く告示濃度比総和 1 未満を達成していることを確認しています。</p> <p>海洋放出に際しては、トリチウム以外の放射性物質が規制基準（告示濃度比総和 1 未満）を下回るまで確実に浄化処理を行いますが、浄化処理の結果については、トリチウムの濃度とあわせて、放射性物質の分析に専門性のある第三者の関与を得て、確認・公表します。</p> |
|  | <p>基準の数千倍以上を超えた核種が 7 割程度に含まれている事実を正確に記述すべき</p> |   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 46 | <p>何をもちて廃止措置完了というのか</p>  | <p>「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（令和元年12月廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議決定）において、福島第一原子力発電所の廃止措置等を、放射性物質によるリスクから、人と環境を守るための継続的リスク低減活動と位置づけております。福島第一原発の廃止措置を終了した状態については、事故を起こした炉内の状況や廃棄物の性状など、まだ明らかになっていない要素が多いため、今後、更なる調査・分析や研究開発を進めながら、検討を深めていくことが必要だと考えております。</p> <p>廃止措置を終了した状態は、地域の将来像に関わることでもあるため、技術的観点に加えて、地元の皆様の想いもしっかりと受け止めて検討していく必要がある</p>   |
|    | <p>福島第一の廃炉は国が前面に立ち、2041～2051年までの廃止措置完了を目標に進めるとのことだが、廃炉完了とはどんな状態をさすのか不明だ。2051年には、どんな状態でも終了とするとだけが決まっているのではないのか？</p>   |   |
| 47 | <p>福島第一原発の燃料デブリは、ドームで覆うなどにより閉じ込める方法なども考えるべきではないか。</p> <p>福島第一原発の燃料デブリは取り出すよりこれを封じ込める方法が現実的であるとも考えられその可能性も検討すべきである。</p> <p>作業員が被曝する可能性が非常に高い。2050年までと期限を切らず、チェルノブイリ原発のように、まずドームで覆い、科学の進歩を待ちながら、他の安全な廃炉方法を検討すべきである。</p>  | <p>福島の復興・再生を加速し、一日も早く住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にするためには、福島第一原発の中長期的なリスクを低減し、安全を確保することが重要でです。そのために、燃料デブリを取り出さずに長期間放置することは、長期にわたる安全管理が困難であることから、考えていません。国が定めた中長期ロードマップに基づき、安全かつ着実に廃炉を進めてまいります。</p>  |
| 48 | <p>除去土壌を拡散すべきでない</p> <p>汚染土、放出はしないよう法律で定めてください</p> <p>汚染土壌を全国各地へ分散し、廃棄する案に反対。</p> <p>フレスコ汚染土も、全国にばらまこうとしていますが、将来の子供たちに禍根を残すだけです。</p> <p>中間処理施設で保管すべき汚染土を、わざわざ県外へ搬出し、試験的に埋め捨てるという事業も事故時の日本政府の「信用」を毀損している問題です。</p> <p>そもそも事故処理の行方さへ全く不明で、除染で出た汚染土を日本各地で再利用するなど汚染をまき散らす方策など認められません。福島の事故処理（後始末）に何十年の歳月がかかるのか、</p>   | <p>福島県内の除染等により発生した除去土壌等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社において「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。」とされており、安全の確保を大前提に、除去土壌の再生利用をはじめ、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講じてまいります。</p>  |
| 49 | <p>原発再稼働の地元同意や避難計画の策定の過程に国が介入することに反対であり、避難計画が十分整備されていないなかで、再稼働すべきではない。</p> <p>避難計画や防災訓練が必要な危険な発電はやめましょう</p> <p>避難計画の策定や防災体制の充実にに向けた支援の強化とあるが、現行の原発事故時の避難計画は実効性に乏しい。実効性のある避難計画ができるまでは、原発の再稼働を認めるべきではない。避難計画の実効性を客観的に評価できるような第三者機関の創設が必要だ。</p> <p>「立地地域との共生」と称して原発再稼働の地元同意(不同意)の過程や避難計画の策定の過程に国が介入するべきではありません。</p> <p>原発再稼働について住民の反対の声は根強いものがあります。地元同意(不同意)の過程において、安全性や避難計画の実効性について独自の検証を行っている自治体もあるくらいです。こうした中で、「地域振興支援」など札束をちらつかせるようなやり方で介入すべきではありません</p> <p>現実的避難計画がない再稼働は国民の命を軽視し危険であり、そもそも甚大事故の際に避難が可能かもっと深く考えるべきである。</p> <p>避難計画の策定や防災体制の充実にに向けた支援の強化は机上の空論。全国の原子力発電所の立地地域は、地理的条件から短期間に避難することができない、悪天候の際には避難手段が無い、避難対象者が多くて全員の迅速な避難が困難、自力避難が困難な高齢者が多い等々の事情を抱えている。地方自治体に避難計画を策定させる、支援すると言葉を並べても、実現可能な避難計画は立てようがない。</p> <p>"立地地域との共生"の中で、"避難計画の策定や防災体制の充実にに向けた支援の強化"とありますが、人権を尊重した上で、現実的、若しくは実行可能な避難計画の策定無しに、再稼働はありえないことだと思いますが、現時点では、現実的、若しくは実行可能な避難計画は再稼働の必要条件になっていません。現実的、若しくは実現可能な避難計画を再稼働の必要条件に設定することなしに、再稼働の議論を進めるべきでは無いと求めます。</p> | <p>原子力発電所の再稼働については、エネルギー基本計画において「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得よう、取り組む」こととしています。立地自治体等関係者の方々にエネルギー政策における原子力の意義や原子力発電所の再稼働の必要性等について御理解いただくことは重要であり、政府として、引き続き、幅広い理解が得られるよう、丁寧な理解活動に取り組んでまいります。</p> <p>また、避難計画は、災害対策基本法等に基づき地域の実情を熟知する自治体を中心となって作成しており、政府としては、原子力災害対策指針等に基づき策定される地域防災計画・避難計画について、「地域原子力防災協議会」の枠組みの下、国と関係地方公共団体等が一体となって、地域ごとに具体的に解決すべき課題を検討し、その計画の具体化・充実化を進めています。地域防災計画・避難計画を含む地域の「緊急時対応」については、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを同協議会において確認し、「原子力防災会議」で了承することとなっています。そして、策定後も、最新の知見を積極的に取り入れながら、地方公共団体等の関係者と連携し、訓練等を通じた継続的な改善を行っています。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>今日に至ってもまだ「避難計画策定や防災計画・・・」などと、避難計画で実効性のあるものがどこかにあるのでしょうか。避難路整備だけで10年単位の時間が必要では？実際に避難作業を担うことが可能なのは、直ぐに動ける自衛隊員だけになってしまうでしょうし、果たして集合地点に避難輸送バスが到着できるかも疑問です。立地点付近の住民にとっては、運転延長の前に、避難計画が実行可能であることが必要条件です。</p>   |  |
| <p><b>50 原子力の活用にあたっては、地元理解の活動を充実させるべき</b></p> <p>国民的な意見を聴取すべく少なくとも原発立地県への公聴会を行うべきです。</p> <p>意見交換を進めるのに、何故、一番肝心な「住民」が入っていないのか。管理職等より住民の声こそ聴くべき。</p> <p>原発再稼働に向けて「自主的安全性の向上」を計るとあるが、当該の自治体、住民と密に話し合っているとは思えません。人命を軽視する政治は必ず破綻します。今後の計画をお示し下さい。</p> <p>これまで再稼働をすすめてきた立地自治体での資源エネルギー庁の説明は、可能な限り原発に依存しないという前提でした。原発再稼働容認の理由としては、再生可能エネルギーが増えるまでの間、しかたなく原発容認の方々も多かったと考えます。このような急な政策変換をするなら、再稼働同意した自治体に再度説明する必要があると考えます。</p> <p>「広範なステークホルダーとの双方向コミュニケーション」および「国や事業者等からの画一的・一方通行的な情報提供にとどまらず、コミュニケーションを行う」も嘘である。避難者の意思を確かめることなく、一方的で強引な復興政策を進めてきた政府がどの面下げてこのような文言を並べるのだろうか。リスクコミュニケーションにおいても双方向性は全く顧みられることなく、一方的な説得の場になってきた。スリコミュニケーションと揶揄されてきたのである。改心するのであれば、まず過去について謝罪してから始めるべきである。</p> <p>原発立地地域などでの公聴会などで各地の人びとの声を聞き、議論すべきである。</p> <p>画一的な記述では、人々に寄り添う姿勢が見られない。向き合うのであれば、その地域の市民からの意見を十分に汲み、方針を立てることが本筋である。</p>  | <p>原子力発電所の再稼働については、エネルギー基本計画において「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」こととしています。立地自治体等関係者の方々にエネルギー政策における原子力の意義や原子力発電所の再稼働の必要性等について御理解いただくことは重要であり、政府として、引き続き、幅広い理解が得られるよう、丁寧な理解活動に取り組んでまいります。</p> |
| <p><b>51 原子力立地地域に対し、産業や地域の自律的成長を阻害する特別な支援をすべきでない。</b></p> <p>原発推進方針の中には、「立地地域との共生」がうたわれており、原発立地地域に対する様々な支援策が盛り込まれています。従来、原子力関連では多額の交付金がばらまかれてきました。これは地域経済を原発依存にし、地域の健全な発展を阻害してきた面があります。最近では老朽原発の稼働に対する交付金の拡充案やプルサーマルの受け入れに対して交付金を拡充する方針も示されました。地域振興の名のもとに、リスクの受け入れを地域に押し付けることに他なりません。</p> <p>立地地域との共生では、「地域の経済・社会の将来像を描く取組の展開、その実現に向けた取組への支援強化」を論じていますが、それぞれの地域には独自の文化があり、将来への希望があるのであり、支援強化は大きなお世話というべきものである。</p> <p>立地地域へは、これ以上原子力事業関連の交付金等での支援はせずに、危険な原子力に頼らない地域づくりを進めることが重要である。</p> <p>「立地地域との共生」では「立地地域の振興支援や、新産業・雇用創出を含む将来像を国・事業者が共に描く取組など」とありますが、これでは以前の地元対策の再現ではありませんか。</p> <p>自治体向けの交付金制度の創設では、地域の活性化は望めないと考えられ、地域の疲弊を招くだけと感じる。</p> <p>立地地域としては、交付金による立地自治体や原発稼働によって生ずる関連会社等が、原発依存ありきの経済態勢になり、健全な地域経済発展を阻害して、自立した経済体制を生み出すのが困難な状況になっている。さらに老朽原発の稼働やプルサーマルの受け入れなどに対して、交付金を拡充する案で、立地地域住民の声を聴くどころか、口封じである。交付金以外で広く地域住民の意見を反映する方法を生み出さないのは、真の共生ではない。</p> | <p>我が国の原子力利用は、原子力立地地域の関係者の安定供給に対する理解と協力で支えられており、今後も原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠です。</p> <p>立地地域は、独自の様々な課題を抱えており、こうした課題に真摯に向き合い、産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用なども含めて、関係府省庁が連携して、解決に向けた取組を進めていくことが重要です。</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>地域ニーズに応じた、再エネ活用や地域資源の活用には原発は不要である。</p> <p>「立地地域との共生」の「地域の実情を踏まえた支援の強化」で、「地域ニーズに応じた、再エネ活用や地域資源の活用、事業・産業の創出・まちづくり等の支援」とあるが、再エネ活用や地域資源の活用への支援は脱炭素社会の実現のために直接支出される支援であるべきで、温暖化対策に貢献しない原発への支援は、再エネの普及のための支援に振り替えるべきである。</p> <p>また、従来、原子力関連では多額の交付金がばらまかれており、この交付金が地域経済を原発依存にし、地域の健全な発展を阻害してきた面がある。最近では老朽原発の稼働に対する交付金の拡充の動きもある。これは地域振興の名のもとに、リスクの受け入れを地域に押し付けることにほかならない。</p>  |  |
| <p><b>52 地域の経済や社会の将来像は、立地住民と立地自治体が協働して描くものである。</b></p> <p>立地地域の実情やニーズをどのような方法、手段で把握するのか不明である。立地地域の住民の実情やニーズを的確に把握できなければ、適切な取り組みは出来ない。立地地域の住民の実情を踏まえていない国の職員が、きめ細かい支援の展開ができるわけがない。</p> <p>地域の経済や社会の将来像は、立地住民と立地自治体が協働して描くもの、国やましてや事業者と協働して描くものではない。</p> <p>立地住民無視も甚だしい。</p> <p>国と事業者が立地自治体と協働して将来像を描く取組を展開するとあるが、地域の将来像は地域の中の一企業にすぎない電力会社が関与すべきものではない。協働して将来像を描くとするのは電力会社が将来にわたってその地域の経済社会に深く関与することを許し、電力会社が地域そのものを支配することにつながる。</p> | <p>東日本大震災以降、原子力発電所の長期間の稼働停止や建設停止、廃炉などの状況変化により、立地地域では経済的・社会的な影響が生じ、将来へ向けた見通しが立て難しくなっています。今後も原子力利用を進めていく上では、国・立地自治体・事業者が共に地域の持続的な発展に向けて取り組んでいくことが重要です。</p> <p>立地地域との共生を進める上では、国及び事業者が、地域との丁寧な対話を通じて認識を共有し、相互の信頼関係を深化していくことが重要であり、その際、地域住民の意見等を踏まえて自治体が策定した総合計画や長期ビジョン等を十分に踏まえながら、各地域の要望に応じて、地域の将来像をを共に描くための枠組み等を設ける等、地域の実情を熟知する自治体とともに、各地域の実態に即した支援を進めていく趣旨を明確にする観点から、(1)②立地地域との共生に「自治体」を追記しております。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p><b>53 原子力政策について、分かりやすい情報発信や、丁寧な対話活動をはかるべきである。</b></p> <p>原子力発電が主な電力源としている国を参考に、原子力発電の安全性や廃棄物の処理方法など今後のあり方をより多くの国民に周知する必要があると考えます。</p> <p>国民とのコミュニケーションが大事で、質・量の強化・充実を図ると言っているのに、コミュニケーションをちゃんと出来たという物差し、定量評価の記載が全くないのは、言葉だけでやる気のない証拠である。どうやってコミュニケーションの充実、国民の納得度を測るか具体的な提案、記載を記載してください。</p> <p>原子力政策だけではなく、「丁寧な説明」という虚言にはもう飽きました。どうやって、国民との納得できるコミュニケーションを図っていくのか具体的に記載してください。</p> <p>歴史的に見て原子力利用に関する国民的議論が圧倒的に不足している。</p> <p>双方向コミュニケーションを上記目的のために行うのであれば、百害あって一利なしである。双方向コミュニケーションは相互理解と課題解決への足掛かりであり、一方の目的達成のために他方を説得するために行うものではない。</p> <p>原子力発電が計画されてから50年を経過するが当初より原子力発電を実施する目的のみ、広報活動が行われてきた。安全神話を普及するための啓蒙活動も同様である。その流れが全く変わっていないことが内容からわかる。国民各層とのコミュニケーションを原子力発電に対する理解と受容性確保のためとすることは、安全神話そのものである。国民の半数が原子力発電に消極的な状況を真摯に見極め、どのように原子力依存から脱却するかを探るコミュニケーションにしなければならない。</p> <p>学校教育レベルでのエネルギーの重要性とその仕組み教育の強化、エネルギー関連対話の拡充及び非科学的見解に対する反論説明強化の拡大と透明性の高い、平明な広報活動の更なる充実を願う</p> <p>現在の私達は、厳しい世界情勢・エネルギー安全保障・気候変動・脱炭素等2012年には無かった背景があり、福島第一原発事故を機に得た知識・教訓だけでは結論を出せない状況に置かれています。</p> <p>政府はウクライナ侵略による足元のエネルギー危機の克服とGX推進を両立するとして原発活用策を打ち出していますが、直近のエネルギー需給逼迫に対しては、原発の運転期間の延長も、新型炉の開発・建設も即効性はなく、拙速に結論を出す必要がないことは明らかです。</p> <p>それならば、2012年と同様に十分な時間をかけ、「討論型世論調査」「意見聴取会」など可視化された他者の意見を踏まえて自分事としてエネルギー政策を考えたい。痛みが伴うとしても納得して未来を選択したいのです。</p> <p>今私たちが政府・有識者に求めているのは、原子力の必要性を丁寧に説明・周知し様々な選択肢や考える材料を提示するという役割です。</p> <p>ホームページなどWEBや、SNSでの情報発信を強化してほしい。可能なら、質問を受け付け、回答を公開するとよいと思う。マスコミ経由の情報（二次情報）では風評が生じる恐れがあるので、直接の情報発信（一次情報）が大事だと考える。</p> | <p>エネルギーを取り巻く状況や原子力の必要性、安全性の確保に向けた取組など、原子力政策の在り方については、国民の皆様からの関心の喚起、理解の促進に向けて、粘り強く取り組んでいく必要があると考えているため、(1)③国民各層とのコミュニケーションに「丁寧な説明を尽くしていく」と追記しております。</p> <p>これまで、全国各地での説明会の開催や、資源エネルギー庁ホームページを通じた情報発信に取り組んできましたが、昨年度から、全国紙やSNSなど複数メディアを組み合わせた広報活動に取り組むとともに、資源エネルギー庁ホームページにエネルギーのことを分かりやすく学べる特設ページを設けるなど、コミュニケーション手段の多様化を図っているところです。</p> <p>また、政策の説明会や対話型意見交換会、有識者も参画したシンポジウムの開催等、一方的な発信にとどまらない双方向のコミュニケーション・意見交換機会の深化・充実も進めていきます。</p> <p>引き続き、原子力立地地域のみならず、これまで電力供給の恩恵を受けてきた消費地も含め、幅広い層を対象として理解確保に向けた取組を強化していくほか、世代を超えて丁寧な理解増進を図るため、原子力に関する教育の充実を図ります。</p> |
| <p><b>54 ATENA（原子力エネルギー協議会）は安全規制を緩めてしまう存在であり、自主的安全性向上の取組に関わるべきでない</b></p> <p>「意見」今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）4ページ、『1. 自主的安全性向上の取組等・原子力エネルギー協議会（ATENA）による、技術的な共通課題への対応案の策定や各事業者に対する指導の強化、海外機関（米国原子力エネルギー協会等）との協働等』の項目は大きな問題があると思われる。この方針は再検討すべきである。</p> <p>「理由」2022年5月30日の「原子力小委員会」で、「原子力エネルギー協議会（ATENA）」に付いての議論が行われている。資源エネルギー庁作成の資料3の、2ページ、3ページが実情をよく表していると思われる。日本には、アメリカの原子力エネルギー協会（NEI）に相当する組織が無かったので、今後の日本の原発の再稼働の促進や稼働期間の延長のため、類似の組織を立ち上げたようである。</p> <p>2011年3月に福島原発にメルトダウン事故が発生。ところが、NEIがいち早く「FLEXプログラム」を打ち出して、福島原発のメルトダウン事故のアメリカへの衝撃の鎮静化を行ったという事が日本でも広く知られるようになった。</p> <p>NEIが、米国原子力規制委員会（NRC）の安全規制を阻んできたように、ATENAが原子力規制委員会の安全規制を緩め始めたように推定される。</p>   | <p>ATENA（原子力エネルギー協議会）は、原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用しながら、自主的に効果ある安全対策を決定し、原子力事業者の現場への導入を促すことにより、原子力発電所の安全性をさらに高い水準に引き上げることをミッションとしており、安全性向上という規制当局と共通の目的を持った組織です。今後も、産業界として安全性向上の取組を進めていく必要があるものと考えています。</p> <p>その上で、原子力発電所の安全規制については、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に審査を行っていくものです。</p>  |
| <p><b>55 運転期間延長をすべきではない</b></p> <p>原発の運転期間延長は、経済効率を重視し、安全性を軽視しているので、反対します。</p>   | <p>第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。口</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>原則40年、最長60年という考え方を変えてはいけないと思います。安全性に疑問がある状態での変更は人命尊重から考えて無謀です。</p>  | <p>シヤによるウクライナ侵略や電力需給のひっ迫等、国内外の情勢変化を踏まえれば、国民生活や産業の基盤となるエネルギーの安定供給の確保に向けた態勢の整備は喫緊の課題であり、既存の原子力発電所の活用を含め、あらゆる選択肢を追求していくことが極めて重要となります。</p>  |
| <p>原発を稼働期間を延長することをやめてください。</p>   | <p>そのため、本行動指針では、運転期間について「利用政策の観点から、地域の理解・受容性確保や革新技術による安全性向上等の要素にも配慮しつつ、現行制度と同様に、『運転期間は40年、延長を認める期間は20年』との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める」こととしております。</p>  |
| <p>福島原発事故も終わっていない中、条件付きとはいえ既存原発の最大活用を名目として、運転期間を延長させるような危険な政策は止めてもらいたい。<br/>原発を設計した人物が、40年の使用期間のつもりで設計したと発言しているの聞いたことがある。<br/>これ以上、この国を危険にさらさないで欲しい。</p>   | <p>その上で、2(2)①運転期間の取扱いに関して、「『安全神話』に陥って悲惨な事態を防ぐことができなかつた反省を片時も忘れてはならず、安全性の確保が最優先である」ことを明記しました。<br/>なお、科学的な見地から原子力の安全を確保していく上では、今後とも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に規制を行っていくという方針には変わりありません。原子力規制委員会により安全性が確認されなければ運転できないことは大前提であり、本行動指針にもその旨を明記しています。</p> |
| <p>停止期間をカウントせず40年以上も稼働可能が出来ることはあまりにも無責任政策です。運転期間の延長大反対です。</p>  |   |
| <p>「行動指針」案では「原発を最大限に利用する」として、運転期間について、60年を超える運転を可能にしている。老朽原発を動かすことは極めて大きな危険を伴う。原発の老朽化に関する規制委員会の審査には技術的物理的な制約がある。原発の稼働を「安全性の確保を大前提」とするのであれば60年超の原発稼働を容認するべきではない。原発運転期間の延長は、福島原発事故から得た教訓をないがしろにするのである。</p>   |   |
| <p>原発の運転期間延長については、それを許すような新しい進展がないにもかかわらず、延長したいからする、としか見えません。</p>  |   |
| <p><b>56 停止期間中も劣化するため、運転期間の延長をするべきではない</b></p>   |   |
| <p>「運転停止期間についてはカウントに含めないこととする」のはあまりにもお粗末な論理である。稼働していても時間経過により部品等は劣化していくのは誰も日常的に経験していることである。</p>  |   |
| <p>以下の事由による運転停止期間についてはカウントに含めないこととする。<br/>A：東日本大震災発生後の法制度（安全規制等）の変更に伴って生じた運転停止期間（事情変更後の審査・準備期間を含む）<br/>B：東日本大震災発生後の行政命令・勧告・行政指導等に伴って生じた運転停止期間（事業者の不適切な行為によるものを除く）<br/>C：東日本大震災発生後の裁判所による仮処分命令等その他事業者が予見しがたい事由に伴って生じた運転停止期間（上級審等で是正されたものに限り）<br/>このことですが、運転停止期間を運転期間に含めない理由がわかりません。運転による負荷だけでなく、経年そのもので原発の劣化は進むのではないのでしょうか。</p> |   |
| <p>原発は機械である以上、必ず経年劣化をする。安全の確保はできない。<br/>原発の60年以上の稼働を可能にし、原発推進の後押しをするようなことに反対する。</p>  |   |
| <p>長期停止期間を運転期間からはずすというのは、明らかに規制を緩めることにほかなりません。通常の機械の場合でも、長期停止が不具合につながることも多いですが、原発の場合は特に、停止していても中性子による金属の劣化が生じています。どのような科学的な見地から、運転期間を上乗せできると考えているのでしょうか。しかも、世界で60年を超えて稼働している原発がないにもかかわらず、このような乱暴な論理を持ってくるべきではありません。</p>  |   |
| <p>運転期間の延長に反対する。運転休止期間にも、金属の劣化は進んでいく。</p>  |   |
| <p>原発は、原子炉圧力容器の他に、機器、配管、電気ケーブル、ポンプ、弁、コンクリートなどを含む、さまざまな部品や材料によって建造されています。それらはすべて時間の経緯とともに当然のことながら劣化します。また、交換不可能な部品もたくさんあります。これもまた、40年を超えて安全性を確保することは、ほぼ不可能だと考えます</p>  |   |
| <p>基本的に休止していたからといって運転期間に算入しないのはおかしい。新築の家を10年住んでいないからといって「これは新築です」ということは一般に通用しない。休止期間中も各部品、機器、配管などの老朽化は確実に進行しているものである。</p>  |   |
| <p><b>57 経産省が運転期間について判断するべきではない</b></p>  |   |
| <p>原発運転期間延長を判断するのが何故経産省なのでしょう。建物・設備等は耐用年月を考慮して40年と決めただけでしょう。経産省は金の計算だけで延長を支持しているようですが、物は経年劣化が必ずあります。専門家でもない経産省に判断の能力はありません。思い上がりも程々にしなさい。</p>  | <p>規制と利用の分離の観点から、安全規制は、高い独立性を有する原子力規制委員会が一元的に所掌することとされております。科学的な見地から原子力の安全を確保していく上では、今後とも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に規制を行っていくという方針には変わりありません。運転期間の延長に際しては、原子力規制委員会により安全性が確認されなければ、運転ができない仕組みとすることが大前提です。<br/>その上で、原子力規制委員会から、運転期間の定めは原子力利用の在り</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>原子炉等規制法にある法定運転期間を経産省の管轄下に置くことに反対します。</p> <p>原発の運転期間延長に関しては、原子力を推進する立場の経済産業省が、原発の運転延長に関して認可を行うことは、原発事故の教訓を踏まえて議論された「利用と規制の分離」を蔑ろにし、原発事故前の状況に戻ることを意味します。</p> <p>原子力を推進する立場の経済産業省が、原発の運転延長に関して認可を行うこともおかしな話です。利用するものと規制するものは別個にあるべきですし、そうでないことは健全な意思決定をできなくすることになります。</p> <p>既存原発の運転延長を認定するのが経産省とすれば、運用したい側の都合で認定が進んでしまうのではないのでしょうか。形だけの審査は審査にはあたりません。</p> <p>原発の運転期間を延長することは、原発事故の教訓を無に帰すもので、まして原子力推進側の経産省が原発の運転延長について認可するのであれば不合理としか言いようがありません。</p> <p>原子力を推進する立場の経済産業省が原発の運転延長に関して認可することについて、アクセルとブレーキを同時に踏むことと同様に矛盾をはらみ、規制が形骸化し安全性が軽視される可能性が高まることが非常に懸念されます。</p> | <p>方に関する政策判断であるとの見解が示されております。この見解を踏まえ、運転期間の在り方について、利用政策の観点から経済産業省が政策判断を行うことは問題ないものと考えております。</p>                              |
| <p><b>58 裁判所による仮処分命令に伴って生じた運転停止期間の分を延長できるのは司法を軽視している</b></p> <p>裁判所による仮処分命令等による運転停止期間を除外することは国民の裁判権を軽視するものであり、原発に反対する人々の数少ない希望である司法による救済を嘲笑するものであり、決して許されない。</p>   | <p>裁判所による仮処分命令に伴って原子力発電所の運転を停止したものの、その後、上級審等で当該命令が是正された場合には、本来、停止する必要がなかった期間と認められることから、利用政策の観点から、運転期間のカウントに含めないこととしています。</p> |
| <p><b>59 「20年を目安とした上で」は曖昧な表現であり、「20年との制限を設けた上で」とすべき。</b></p> <p>「GX 実現に向けた基本方針」では「既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、運転期間に関する新たな仕組みを整備する。現行制度と同様に、運転期間は40年、延長を認める期間は20年との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする。」と記述されている。また、「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第52回会合）配布資料（抜粋）」でも、「現行制度と同様に、運転期間は40年、延長を認める期間は20年との制約を設けた上で、一定の停止期間に限り追加的な延長を認める」との表記があり整合が取れている。一方で、本案の仕組みのイメージでは「延長を認める運転期間については、20年を目安とした上で、以下の事由による運転停止期間についてはカウントに含めないこととする。」と記述しており、記述が整合していない。</p> <p>“目安”のような曖昧な表現は不適切であり、「20年を目安とした上で」ではなく、「20年との制限を設けた上で」との表現であるべきである。</p>               | <p>本行動指針の2（2）①運転期間の取扱いに「現行制度と同様に、『運転期間は40年、延長を認める期間は20年』との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする」と明記しております。</p>                 |
| <p><b>60 東日本大震災発生後の停止期間をカウントに含めないのは、法令の遡及適用であり、法的安定性・公平性を損なう</b></p> <p>事由A,B,Cは「東日本大震災発生後の事象」を対象にしているが、「法令不遡及の原則」に則れば、新しい利用政策の施行後の事象のみが対象にされるべきである。</p> <p>「東日本大震災発生後の法制度（安全規制等）の変更に伴って生じた運転停止期間」などはカウントに含めないこととするとしている。しかし、法改正後の停止期間であればまだしも、過去にさかのぼって変更するのであれば、法の遡及効を認めることになる。一般に法令の遡及適用は、法的安全性を害し、国民の利益に不測の侵害を及ぼす可能性が高い。また、廃炉を決定した事業者についても、延長できるのであれば、廃炉にできなかった可能性もある。法的公正性を欠くので、延長するべきではない。</p>   | <p>今般検討している運転期間の取扱いは、将来における原子炉の運転に関するものであり、法令の遡及適用には当たらないものと考えています。</p>  |
| <p><b>61 運転期間延長の認定基準に「事故発生時の復興及び補償の計画とその資金調達計画」を追加すべき</b></p>  | <p>万が一、原子力発電所において事故が発生した場合の原子力損害に関する措置については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）等において規定されており、運転期間延長の認定の条件として追加する必要はないものと考えております。</p> |



|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>AからCに加えて、「事故発生時の復興及び補償の計画とその資金調達計画」を追加すべきです。</p> <p>標準的な耐用年数を超過すれば、家電や自動車と同様に、機械は故障の発生リスクが高まります。部材の長寿命化や部品交換などで延命は可能ですが、過去に経験のない状態での運転となりますので、故障と修理を繰り返す中で、次第に予防保全の方法が確立していくと思われます。予防保全が確立するまでの間、実験的な運転が続くこととなるので、住民が安心して受け入れられるようにするためには、「事故が起きて、私や子供たちの人生は大丈夫だ」と感じられることが大切です。したがって、事故後の避難、除染、復興について、住民が納得できる計画を立て、被害者の人生を狂わせないように補償内容を事前に約束する必要があります。そのうえで、40年を超えて運転する場合には、裏付けとなる資金計画を原子力規制委員会などが確認して認める必要があると思います。住民にとっては、「安全」ばかりでなく、「安心」が伴わないと受け入れるのは困難です。これまでの福島や周辺地域の被害者がおかれた状況を見ると、とても安心できるものではないです。それが、遅々として原発の更新や再稼働が進まない大きな一因だと思います。</p> |   |
| 62 | <p><b>運転延長を行うと建て替えが進まないのではない</b></p>  | <p>第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており。ロシアによるウクライナ侵略や電力需給のひっ迫等、国内外の情勢変化を踏まえれば、国民生活や産業の基盤となるエネルギーの安定供給の確保に向けた態勢の整備は喫緊の課題であり、既存の原子力発電所の活用を含め、あらゆる選択肢を追求していくことが極めて重要となります。そのため、安全性の確保を大前提に、既設の原子力発電所の着実な再稼働とあわせて、運転期間の延長が必要と考えております。また、こうした原子力発電所の着実な運営は、次世代革新炉の開発・建設を含む将来の投資に向けた経営基盤の安定化にも資すると考えております。</p> |
|    | <p>原子力発電所の再稼働はやむを得ないのが現実ですが、運転期間を延長したのであれば安全な最新式の原子炉に建替えは進まないのではないかと思います。</p> <p>運転期間延長という老朽原発の延命策は、事業者にとって新設への意欲を却って削ぐものとなっており、政策が混迷している。</p>  |   |
| 63 | <p><b>「現段階における」とあるが、これからいどうなるのか</b></p>   | <p>運転期間の在り方については、本行動指針案に「今後の地域理解や安全向上に係る取組、次世代革新炉の開発・建設の進展や、国際的な基準の確立、安定供給に係る社会的な情勢の変化等を継続的に確認しつつ、制度に係る予見性確保等の観点から客観的な政策評価を行い、一定の期間を経た後、必要に応じた見直しを行うことを明確化する」としております。</p>   |
|    | <p>・世論を意識してか「現段階における仕組みとしては、引き続き運転期間に上限を設けることとする」と書いてあるが、その上限が何年なのか、「現段階における」という条件はいどうなるのか。「上限は80年」だとか、数年後には「上限廃止」だとか言い出すのではないかと推量してしまう。</p>  |   |
| 64 | <p><b>規制委員会の制度とエネ庁の制度が異なるのはなぜか</b></p>  | <p>今回の措置は、東京電力福島第一原子力発電所事故の大きな教訓である「規制と利用の分離」に基づき、原子力規制委員会の「運転期間のあり方は安全規制ではなく、利用政策である」との見解を踏まえて再整理するものであり、高経年化した原子炉に係る規制と、利用政策の観点から判断を行う運転期間の在り方は異なります。</p> <p>その上で、「制度化に向けては、政府の責任の下で総合的に対応を進めるとともに、立地地域・国民の理解確保に向けては、双方の視点から整合的でわかりやすい説明に努める」こととしております。</p> <p>なお、科学的な見地から原子力の安全を確保していく上では、今後とも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に規制を行っていくという方針には変わりありません。原子力規制委員会により安全性が確認されなければ運転できないことは大前提であり、本行動指針にもその旨を明記しています。</p>                       |
|    | <p>規制委員会の「安全規制の概要」と資源エネルギー庁の運転期間・延長期間、年数が異なるのはなぜか。</p>  |   |
| 65 | <p><b>原子力発電所の運転期間延長をするべき</b></p>  | <p>第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており。ロシアによるウクライナ侵略や電力需給のひっ迫等、国内外の情勢変化を踏まえれば、国民生活や産業の基盤となるエネルギーの安定供給の確保に向けた態勢の整備は喫緊の課題であり、既存の原子力発電所の活用を含め、あらゆる選択肢を追求していくことが極めて重要となります。そのため、本行動指針では、運転期間について「利用政策の観点から、</p>  |

|  |                             |  |
|--|-----------------------------|--|
|  | 運転期間や次世代革新炉開発・建設等の方向性に賛同する。 | 地域の理解・受容性確保や革新技術による安全性向上等の要素にも配慮しつつ、現行制度と同様に、『運転期間は40年、延長を認める期間は20年』との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める』こととしております。<br>その上で、2（2）①運転期間の取扱いに関して、「『安全神話』に陥って悲惨な事態を防ぐことができなかつた反省を片時も忘れてはならず、安全性の確保が最優先である」ことを明記しました。 |
|  | 停止期間のカウント除外は当然              | なお、科学的な見地から原子力の安全を確保していく上では、今後とも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に規制を行っていくという方針には変わりありません。原子力規制委員会により安全性が確認されなければ運転できないことは大前提であり、本行動指針にもその旨を明記しています。   |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 67 | <p><b>運転期間に制限を設けるべきではない</b></p> <p>現行の原則40年、最長60年を撤廃し、60年以上の運転を行うべきという方針は正しいです。改定案では、やむを得ない事由により停止した期間を除外し、実質60年という方針が示されていますが、この方針には違和感を感じます。一律の上限が実質残ることは科学的ではありません。運転条件、設計などがおのおののプラントで異なるなら、その寿命は経済性や安全性を考慮して個別に決められるべきです。</p> <p>私としては、諸外国と同様に、一定間隔でライセンスを更新する車の車検のような制度をとるべきだと考えています。</p>   | <p>運転期間の在り方については、本行動指針案に記載のとおり「立地地域等における不安の声や、東電福島第一原発事故を踏まえて導入された現行制度との連続性、技術的な新陳代謝の確保等にも配慮して、現段階における仕組みとしては、引き続き運転期間に上限を設ける」こととしております。</p> <p>なお、科学的な見地から原子力の安全を確保していく上では、今後とも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格に規制を行っていくという方針には変わりありません。運転期間の延長に際しては、原子力規制委員会により安全性が確認されなければ、運転ができない仕組みとすることが大前提です。</p>   |
| 68 | <p><b>米国において「現時点で80年までの運転延長認可は6基」との記載はミスリーディングであり訂正すべき</b></p> <p>2022年8月以来、経産省が3つの自他機関に説明した資料（※1、2、3）には、原発の運転期間について人々の理解をミスリードする、または事実を印象操作する不正確な情報が含まれていた。米国では「現時点で80年までの運転延長認可は6基」としているが、6基のうち4基（ターキーポイント3、4号機とビーチボトム2、3号機）は、2022年2月に、環境影響評価手続上の問題のため承認が取り下げられていることが「令和3年度版原子力白書」p269に書かれている。また実際には60年を超えて運転している原発は米国だけではなく世界中にない。これからのことを訂正及び加筆の上、今回の指針案を改めてゼロから議論すべきである。（※1）2022年8月24日GX実行会議 西村大臣資料「日本のエネルギーの安定供給の再構築」<br/> <a href="https://cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai2/siryou1.pdf">https://cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai2/siryou1.pdf</a> p27「現時点で80年までの運転延長認可は6基」（※2）2022年9月22日 経産省原子力小委員会 原子力政策に関する今後の検討事項について P40 <a href="https://meti.go.jp/shingikai/enec">https://meti.go.jp/shingikai/enec</a>（※3）2022年10月5日 原子力規制委員会 原子力政策に関する今後の検討事項について P40 <a href="https://nra.go.jp/data/000405694.pdf">https://nra.go.jp/data/000405694.pdf</a></p>     | <p>米国では2022年2月に、米国原子力規制委員会が定めた80年運転の認可に係る環境影響評価の要件が変更となったことにより、ターキーポイント発電所の3号機・4号機及びビーチボトム発電所の2号機・3号機の4基について、既に付与されていた80年運転の認可自体は保留としつつ、新制度に準じた環境影響評価が完了するまではその期間を60年とすることが定められたものと承知しております。これら4基は、米国原子力規制委員会による80年運転の認可に必要な安全面の審査には適合していることから、80年の運転認可を既に取得した事例として紹介しております。</p>  |
| 69 | <p><b>長期サイクル運転を含む設備利用率向上に反対である</b></p> <p>定期点検の間隔延長は安全確保の観点からあり得ない無い事であり反対いたします。</p> <p>「ATENAによるPWRプラントの15ヶ月運転導入に向けた技術的検討」とあるが、検討するとしたら、原子力規制委員会が検討すべきことであり、事業者の検討をもとに、現在13ヶ月ごとに行われている定期検査の間隔を伸ばすことは許されない。削除すべき。</p> <p>PWRプラントの15ヶ月運転導入に向けた技術的検討に反対です<br/> 東海村の臨界事故、2002年の東電のトラブル隠し、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原発の管理体制への国民的な信頼がありません。組織体制の透明化と改革が進まない現状でのこうした検討は非常に危険です。</p> <p>原発の「運転サイクルの長期化、運転中保全の導入拡大及び定期検査の効率的な実施に取り組む」、「PWRプラントの15ヶ月運転導入に向けた技術的検討、規制手続の明確化に向けた規制当局との議論」といった安全性よりも経済性を重視した原発の運転施策の転換方針が並べられています。<br/> これらは福島原発事故の教訓を忘れた自殺的行為と言うべきものです。</p> <p>「2設備利用率の向上」において、「PWRプラントの15ヶ月運転導入に向けた技術的検討」「運転中保全の導入に向けた課題の整理、規制当局との議論」とあるが、これは、過去の原発事故の教訓を踏まえない提案であるので到底認められない。必ず削除するよう強く求める。</p> <p>設備利用率の向上の項目を削除すべきである。<br/> 運転サイクルの長期化、運転中保全の導入拡大、定期検査の効率的な実施は、安全性確保とは真逆であり、事故のリスクを増大させるものである。</p> <p>安全優先の立場と相いれない。従来通り12ヶ月後と定期検査を行うべきである。効率化という名の検査省略ではなく、より厳重な検査を行うように改定するべきである。</p> | <p>第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており。ロシアによるウクライナ侵略や電力需給の逼迫等、国内外の情勢変化を踏まえれば、国民生活や産業の基盤となるエネルギーの安定供給の確保に向けた態勢の整備は喫緊の課題であり、既存の原子力発電所の活用を含め、あらゆる選択肢を追求していくことが極めて重要となります。</p> <p>そのため、本行動指針案では、「安全性確保を大前提に、運転サイクルの長期化、運転中保全の導入拡大及び定期検査の効率的な実施に取り組む」こととしております。</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 70 | 原子力発電所を建設すべきではない  | 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。ロシアによるウクライナ侵略や電力需給の逼迫等、国内外の情勢変化を踏まえれば、国民生活や産業の基盤となるエネルギーの安定供給の確保に向けた態勢の整備は喫緊の課題であり、原子力発電所の建設を含め、あらゆる選択肢を追求していくことが極めて重要となります。そのため、本行動指針案では「今後とも、革新技術による安全性向上、エネルギー供給における「自己決定力」の確保、グリーントランスフォーメーションにおける「牽引役」としての貢献といった原子力の価値を実現していくため、そして足下から安全向上に取り組んでいく技術・人材を維持・強化していくためにも、安全性の確保を大前提として、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む」こととしております。 |
|    | <p>新規建設・リプレースについては「行わない」方針を継続すべき。</p> <p>福島原発事故以来、原発の再稼働には国民の過半数が反対しています。ましてや原発の新增設など論外ではないでしょうか。</p> <p>もう新しい原発は作らないでください！</p> <p>原発を新設すれば、さらに数十年にわたり原発を動かして、解決不能な核のごみを長期にわたって出し続けることになります。</p> <p>原発の新設、次世代原発の開発に絶対反対です。</p> <p>再稼働・新增設を進めることは、将来世代に解決のツケを回すことになり、実施すべきではないと考えます。</p> <p>新設すれば安全だと言うならば、いまある原発は安心できないという事ではありませんか？それなら現状の原発全てを廃炉にしてから提案してください。新增設、リプレース、大反対です。</p>  |   |
| 71 | 次世代革新炉の定義を明確にすべき  | 資源エネルギー庁の審議会における議論では、革新軽水炉、小型モジュール炉、高速炉、高温ガス炉、核融合炉などの新たな安全メカニズム等を実装する原子炉を「次世代革新炉」と整理しています。  |
|    | <p>「次世代革新炉」、何が「革新」なのか明らかにして欲しい。放射性廃棄物を出さなくなったのか？ 極めて重要なことから、この問題は優先して議論して欲しい。依然として放射性廃棄物を排出するなら（あるいは排出量が軽減されないなら）「革新」という用語は使用すべきでない。</p> <p>「次世代革新炉」に関しては、現在、唯一現実的なのは「革新軽水炉」とよばれているものですが、何が「革新」なのかは明らかではなく、従来の軽水炉の延長線上です。放射性廃棄物をはじめとする、現在の原発の問題は基本的に解決できません。</p> <p>「次世代革新炉」開発に国が前面にたつことは、必要性和実現可能性に疑問がある投機的な研究開発に、税金をはじめとした巨大な公的リソースを費やすこととなります。</p> <p>「夢の原子炉」と呼ばれ1兆円を超す国税が投じられながら、ほとんど動くことなく廃炉が決まった「もんじゅ」の失敗を思い起こすべきです。</p> <p>原発を新設すれば、さらに数十年にわたり原発を動かして、解決不能な核のごみを長期にわたって出し続けることになります。</p> <p>「次世代の」と言われても何が新しいのかははっきりしない。</p> <p>審議した役人達も分かっているのだろうか？</p> <p>言葉だけ新しそうに見えても、具体的に何のどこが新しいのか、もっと説明があってしかるべきである。</p> <p>さらに、「次世代革新炉」の実態が全く不明である。</p> <p>次世代革新炉の開発・建設というが、次世代革新炉とは何を指すのか？現在の原子炉にはどのような問題があるのか？</p> <p>「次世代革新炉への投資」とあるが、次世代革新炉のイメージは具体化されているのか。</p> <p>「次世代革新炉」に関する記述が不足しています。どのようなタイプを想定しているのかも明らかではありません。</p> | 例えば、革新軽水炉については、耐震性を向上させる半地下構造や、万一の際に熔融炉心を自然冷却させる「コアキャッチャー」、人や電力を介在させずに燃料冷却が可能な「受動的安全システム」、万一の時に放射性ガスを分離・貯留する機能など、新たな安全メカニズムの実現に向けた研究開発が進められていると承知しています。   |
| 72 | 次世代革新炉、革新軽水炉の革新とは何か   | 以下の項目が明確に示されていないので、このままの実行には反対します。  |
|    | <p>新たな安全メカニズムとは、どんな技術で、どんな検証によって、安全であることが判断されるのか明確にしてください。</p>  |   |

|   |   |
|---|---|
| <p>「次世代革新炉」に関しては、現在、唯一現実的なのは「革新軽水炉」とよばれているものですが、何が「革新」なのかは明らかではなく、従来の軽水炉の延長線上です。</p>  |   |
| <p>革新的軽水炉は何が革新なのかさっぱり解りません。従来の軽水炉の延長であることは明らかです。</p>  |   |
| <p>まず建設を考えている革新軽水炉は、従来型に改良を加えた炉に過ぎない。こんなものを革新炉などと言っては原子力委員専門家が聞いて呆れる。</p>   |   |
| <p>「次世代革新炉の開発・建設」に取り組むでは、当面、現実的なのは軽水炉を改良した「革新軽水炉」と言われていますが、何が革新的なのか明らかになっていません。唯一あげられている「コアキャッチャー」はすでに欧州等で設置されていますが、1兆円を超える建設費では採算が取れず建設が破綻しているのが現状で、経済的にも採算が取れるとは考えられません。</p>  |   |
| <p>次世代革新炉と呼ばれるものの実態、科学的検討はほとんど進んでいない状況で、根拠もなく「次世代革新炉」の開発・建設を進めるのは無謀であり、方針を撤回すべきである。</p> <p>現時点で唯一現実的「次世代革新炉」は、「革新軽水炉」とよばれているものだが、何が「革新」なのかは明らかではなく、従来の軽水炉の延長線上の基本構造を持っている。したがって、放射性廃棄物をはじめとする、現在の原発が抱えている未解決問題を一つとして解決できるものではない。</p>  |   |
| <p>導入が最も現実的とされる革新軽水炉とは、「自然法則を安全機能に採用した受動的安全炉」「重大事故時も環境影響を防ぐコアキャッチャー」「放射性希ガスの分離・貯留設備」を備えると経産省は説明している。このような機能は、すでに現在、中国、欧州、米国で建設中のEPR（欧州加圧水型炉）やAP1000タイプの原子炉にも導入されており、「革新」「次世代」は単なる謳い文句にすぎない。現在、世界で建設されているEPRやAP1000といった原子炉は、コスト超過、工期遅延が頻発しており、コストが当初の3倍になったものもある。導入には巨額の費用がかかるため、さらに電力料金は上がるだろう。</p> |   |
| <p><b>73 次世代革新炉でも原子力発電の課題は解決せず、その開発に巨大な公的リソースを費やすべきではない</b></p>   | <p>第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされており。ロシアによるウクライナ侵略や電力需給の逼迫等、国内外の情勢変化を踏まえれば、国民生活や産業の基盤となるエネルギーの安定供給の確保に向けた態勢の整備は喫緊の課題であり、次世代革新炉の開発・建設を含め、あらゆる選択肢を追求していくことが極めて重要となります。</p> |
| <p>放射性廃棄物をはじめとする、現在の原発の問題は基本的に解決できません。「次世代革新炉」開発に国が前面にたつことは、必要性和実現可能性に疑問がある投機的な研究開発に、税金をはじめとした巨大な公的リソースを費やすこととなります。「夢の原子炉」と呼ばれ1兆円を超す国税が投じられながら、ほとんど動くことなく廃炉が決まった「もんじゅ」の失敗を思い起こすべきです。原発を新設すれば、さらに数十年にわたり原発を動かして、解決不能な核のごみを長期にわたって出し続けることとなります。</p>   | <p>現在検討されている次世代革新炉では、新たな安全メカニズムの導入や再生可能エネルギーとの共存、放射性廃棄物の減容化、カーボンフリー水素の製造など様々なメリットが期待されています。</p>   |
| <p>次世代革新炉として、一たび事故を起こした時の被害や使用済み核燃料の問題は無くなりません。</p>   | <p>そのため、本行動指針案では「今後とも、革新技術による安全性向上、エネルギー供給における「自己決定力」の確保、グリーントランスフォーメーションにおける「牽引役」としての貢献といった原子力の価値を実現していくため、そして足下から安全向上に取り組んでいく技術・人材を維持・強化していくためにも、安全性の確保を大前提として、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む」こととしております。</p>   |
| <p>「（3）新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設」は時間と投資の無駄であり、仮に良しとしたとしてもカーボンニュートラルに全く間に合わない。核燃料サイクルやプルサーマルも机上の空論に過ぎないことは六ヶ所完成見込み立たない状況、MOX燃料使用予定の限定的な原発等からも明らかである。</p>  | <p>その上で、御意見を踏まえ、開発態勢の整備に当たっては、過去のもんじゅの反省を明確にすべく、③研究開発態勢の整備について「司令塔機能」の確立に向けては、過去事例（もんじゅ等）の反省・教訓や海外事例の学び等も踏まえ、建設までを見通した「具備すべき要件」を明確化・共有しつつ、枠組み作りを精力的に進める。」と修正いたしました。</p>   |
| <p>高速炉など革新炉に対する研究開発の人材育成なども無駄である。</p>   |   |
| <p>「次世代革新炉」開発に国が前面にたつことは、必要性和実現可能性に疑問がある投機的な研究開発に、税金をはじめとした巨大な公的リソースを費やすこととなります。「夢の原子炉」と呼ばれ1兆円を超す国税が投じられながら、ほとんど動くことなく廃炉が決まった「もんじゅ」の失敗を思い起こすべきです。</p>   |   |
| <p>国民の税金を無駄に使わないでください。<br/>     次世代革新炉の開発・建設はやめてください。<br/>     責任をとれないことはしないでください。<br/>     事故の責任を取って、経産省は解体してください。<br/>     利権まみれ。国民の利益に反しています。</p>  |   |
| <p>「次世代革新炉」などとまやかしの言葉で国民をだますのはいいかげんにしろ。従来の軽水炉の延長線上にあり、放射能廃棄物をはじめとする現在の原発の問題は基本的に解決するものではない。</p>   |   |
| <p><b>74 「次世代革新炉の自律的な研究開発の推進」と記載されている「自律的」とは何か</b></p> <p>「具体的プロジェクトに沿った実効的な研究開発の支援・国による、プロジェクトベースでの支援態勢の強化・国・事業者による、米英仏等との戦略的な連携を活用した、次世代革新炉の自律的な研究開発の推進」ここでは「自律的」という言葉が入っていますが、この「自律的」の意味は何ですか？</p>   | <p>次世代革新炉の研究開発を行っていくに当たっては、米英仏等との国際連携も活用しながら、我が国の政府や事業者が主体となって開発プロジェクトを実行していくことが重要だと考えており、本行動指針案では「自律的な研究開発の推進」としています。</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 75 | 同じ敷地内に新たに建設することを建て替えとは言わないのではないかと   | 本行動指針では、廃止を決定した原子炉と同一の原子力発電所の敷地内で次世代革新炉を建設することを「建て替え」として、その具体化を進めていくこととしております。  |
|    | 廃炉原発の建て替えという文言を使用しているが、「建て替え」の言葉の意味を取り違えているのではないかと。同じ敷地内に新たに新設することは「建て替え」とは言わないだろう。   |   |
| 76 | 原子力事業に対する政府の支援はエネルギー政策基本法の市場原理の活用にあらず   | エネルギー政策基本法第4条の趣旨は、安定供給の確保や環境への適合を十分考慮しつつ、市場原理を活用していくことであり、政府による事業環境整備を否定するものではありません。電力自由化が進む中では、原子力に限らず、あらゆる電源について、投資する発電事業者にとって                |
|    | 国による予見可能性の確保などの事業環境整備の検討は、投資回収を確保することを意味すると考えられるが、すでに実用化が進んでいる原子力への政府による支援は、エネルギー政策基本法第4条市場原理の活用にあらず。安全対策の充実に向けた環境づくりの項を削除することを求める。   | 長期的な予見可能性が低下することから、容量市場や長期脱炭素電源オークションなど、市場原理を活用した電源投資を確保するための施策が運用・検討されており、今後も必要な事業環境整備を進めてまいります。   |
| 77 | 「司令塔機能」とは何か。綺麗ごとを並べただけで実態に即していないのではないかと   | 次世代革新炉の開発・建設に向けては、安全性の確保を大前提に、過去事例の教訓や海外事例の学び等も踏まえた検討が必要だと考えています。   |
|    | 「司令塔機能」なる言葉が出てくるが、戦争用語である。また「PDCA サイクル」とあるのも、書いておきさえすれば、「やってる感」が得られるということを感じられない。   | 資源エネルギー庁の審議会において、過去の開発・運営に携わった関係者からのヒアリングを踏まえ、次世代革新炉の開発態勢を検討するにあたっての要件として、  |
|    | 開発、建設から安定運転に至るまで、現場とは独立し、強力でプロジェクトを推進する能力<br>プロジェクトの司令塔は現場に足を付けたものでなければならないと思っています。現場をよく理解しない人が机上で練った計画は絵に描いた餅であり、現実に即したものではありません。独りよがりな方向に強制される弊があると思います。  | ①強力なリーダーシップによって、開発、設計から建設、安定的な運転に至るまでの一連の工程を指揮・命令できるマネジメント体制（司令塔機能）<br>②長期間に渡る予算措置とそれを適切に管理・配分を行う機能<br>③立地地域との適切なコミュニケーションの下での協力体制と整理しました。      |
|    | 予算制度上の制約に過度に縛られることなく、必要に応じて戦略的な予算配分を行う等、「単年度主義」や「縦割り」に陥らない長期間・分野横断の予算配分と工程管理を行う能力<br>このような大規模なプロジェクトに対して予算軽視の記述は相応しいとは思えません。予算の軽視は、プロジェクトの崩壊をもたらしてしまうのではないかと思います。   | その上で、御指摘を踏まえて、過去のものじゅ等の開発における反省や教訓を踏まえて実態に即した開発態勢を検討していくべく、「過去事例（ものじゅ等）の反省・教訓や海外事例の学び等も踏まえ建設までを見通した「具備すべき要件」を明確化・共有しつつ、枠組み作りを精力的に進める」と修正しております。 |
|    | プロジェクトリーダーの下、立地地域との適切なコミュニケーションを維持・強化し、理解を得ながら開発を進めていく態勢<br>これは今まで何度も耳にした『きれいごと』のような気がします。原子力反対のための反対をしている所謂「市民団体」とのコミュニケーションによる理解を得ることは不可能だと思います。彼等の目的はあくまでも「原子力に反対すること」であり、他には何もありません。少し落ち着いて考えれば、誰にでも分かると思います。しからばどうすれば良いのでしょうか？ 原子力の負の面を押し出してその対応策を明確にした上で、必要性を強調し、強権的に進めることもひとつの方法だろうと思います。そうでなければ、プロジェクトの玉成は難しいのではないかと思います。 |   |
|    | 「国・JAEA・事業者など関係者の協働による「司令塔機能」の創設」という幻想<br>＜司令塔機能の要件＞マル1強力なリーダーシップによって、開発、設計から建設、安定的な運転に至るまでの一連の工程を指揮・命令できるマネジメント体制（p.12）というが、強力なリーダーとは一体誰のことか？ こんな体制は、今の日本では構築できる見込みがほとんど期待できない、言っている人たちも数年で交代し、無責任体制が続くことは、過去が証明している。一国の政策をこのような実現性の保証のない幻想に基づいて作文するのは極めて不適当である。   |   |
|    | 強力なリーダーシップが不在だったから、原子力政策はうまくいかなかったのか？ これまでにも日本は諸外国に比べて原子力予算が大きかったのではないかと？   |   |
|    | 「研究開発プロジェクトのマネジメント機能の強化」<br>・国・JAEA・事業者など関係者の協働による「司令塔機能」の創設、産業界を統括する中核企業の設定」現在複数ある原子力メーカーの統合は、視野に入れていませんか？ 国内メーカー間の競争状態は完全に失われたと思います。  |   |
| 78 | 「開発・建設」という言葉は政策の拙速性を連想させるため不適切な表現ではないかと   | 資源エネルギー庁の審議会等においては、運転開始時期を目標に技術開発を進めていくことが重要であるため、現時点での技術熟度を踏まえ、研究開発段階から実際に建設することとなった場合の目標時期やそこに  |
|    | 「開発・建設」という用語は、政策の拙速性を連想させる不適切な表現である。「開発」には、研究・実験・設計・実証などの過程が前提となっており、建設までは数十年を要する故に「次世代」というのであり、現在すでに実証がすすんでいるなら「革新」とはいいない。なによりも拙速な政策推進は、安全性を犠牲にする。   | 至るロードマップについて議論を進めてきました。その上で、次世代革新炉の開発・建設を進めていく際には、安全性を大前提としつつ、各炉型の研究開発動向・技術熟度を踏まえた工程を検討していくこととなります。   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 79 | 原子力発電所の建設を推進すべき  | 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされています。ロシアによるウクライナ侵略や電力需給の逼迫等、国内外の情勢変化を踏まえれば、国民生活や産業の基盤となるエネルギーの安定供給の確保に向けた態勢の整備は喫緊の課題であり、原子力発電所の建設を含め、あらゆる選択肢を追求していくことが極めて重要となります。そのため、本行動指針案では「今後とも、革新技術による安全性向上、エネルギー供給における「自己決定力」の確保、グリーントランスフォーメーションにおける「牽引役」としての貢献といった原子力の価値を実現していくため、そして足下から安全向上に取り組んでいく技術・人材を維持・強化していくためにも、安全性の確保を大前提として、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む」こととしております。  |
|    | 新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉を開発・建設する指針を支持する。   |   |
|    | 次世代革新炉開発・建設等の方向性に賛同する。   |   |
| 80 | 次世代革新炉含む原子力の研究開発、サプライチェーン確立、人材育成を推進すべき   | 第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされています。ロシアによるウクライナ侵略や電力需給の逼迫等、国内外の情勢変化を踏まえれば、国民生活や産業の基盤となるエネルギーの安定供給の確保に向けた態勢の整備は喫緊の課題であり、革新軽水炉や小型軽水炉、高速炉、高温ガス炉、核融合炉等の次世代革新炉の開発・建設を含め、あらゆる選択肢を追求していくことが極めて重要となります。そのため、本行動指針案では「今後とも、革新技術による安全性向上、エネルギー供給における「自己決定力」の確保、グリーントランスフォーメーションにおける「牽引役」としての貢献といった原子力の価値を実現していくため、そして足下から安全向上に取り組んでいく技術・人材を維持・強化していくためにも、安全性の確保を大前提として、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む」こととし、あわせて国内サプライチェーンを維持・強化するため支援態勢を構築することとしております。 |
|    | 原子力政策の方向性に賛成です。3.11の事故以降、原子力産業は停滞し、世界トップクラスだった技術も途絶えつつあります。その状況を打開すべく、革新軽水炉や高温ガス炉についての開発を加速させるよう、あらゆる政策の支援が必要と考えます。  |   |
|    | 特にクリーンな水素を製造可能な高温ガス炉は、国内で安価な水素の調達が可能になりエネルギー自給率向上やエネルギー安全保障に貢献可能です。高温ガス炉へのより強力な政策の後押しが必要と存じます。   |   |
|    | そうして考えて行くと、高温ガス炉以外に選択肢はないのではないのでしょうか。高温ガス炉は福島原発事故のように大地震、大津波で全電源喪失の事態になっても、原理的にメルトダウンが起きない。既に基礎技術は確立されており、中国では数十万キロワット級の実証炉が運転を開始している。日本でも2030年代には実用化可能と思われる。高温排熱を使った水素製造も可能。これだけの条件が揃った技術は他にないでしょう。日本は自然災害が多く、原発にも他国より高い安全性確保が求められる。多少コストが上がっても軽水炉の次世代炉として、国を挙げて高温ガス炉を推進するのが、現状考えられる最も正しい道ではないのでしょうか。メルトダウンが起きず、高温排熱で水素製造も可能という条件では核融合炉も同じですが、こちらはまだまだ実用化までには時間が掛かる。ポテンシャルは高いので軽水炉の次世代炉としての高温ガス炉の、その更に次の次々世代炉として核融合炉を位置づけて推進するのが妥当だと思われます。その他の次世代炉とは明確に区分した重点的な研究開発が必要です。今の日本には何もかもあらゆる選択肢を追求する経済的余裕がありません。虚勢を張らず、現実、身の丈、自分自信の実力という物を直視する必要があります。 |   |
|    | 新型原子炉や高速炉、高温ガス炉等の開発はまさに技術立国日本が取り組むべき課題であり、官民力を合わせて取り組むべきである。資源が少ない日本のような国は国民の教育水準が高いことを資源として原子力という難しい技術を克服して利用し、次世代に繋いでゆく必要があると思う  |   |
|    | 小型SMR、高速ガス炉、核融合炉などについては研究、実証を進めることに賛成する。   |   |
|    | 安全性の確保を大前提に、エネルギー安定供給に資する次世代革新炉の開発、建設の方針に賛成である。今後の検討、具体化については、産業界と対話しつつ、円滑な建設推進に繋がるよう、遅滞なく進めるべきである。  |   |
|    | 福島第一原子力発電所の大惨事を、解決および廃炉のために、原子力の研究や人材育成を図るというのであれば、賛成です。   |   |

|  |  |
|--|--|
| <p><b>81 事業環境整備に取り組むべき</b></p> <p>次世代革新炉への産業界からの投資を促す観点から政府による支援、制度措置等の事業環境整備の検討・具体化を早期に進めることを要望する。</p> <p>次世代革新炉の開発・建設に取り組むに際しての課題である、初期投資の大きさを踏まえた資金調達支援や、原子力の特性を踏まえた費用回収に資する制度措置等について具体的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>・厳しい経営環境が想定される事業者のリプレースにかかるインセンティブについて、国による資金調達等、支援の検討など、将来を見据えた対応を評価する。</p>   | <p>次世代革新炉の開発・建設に向けて、今後の投資が可能となるよう予見可能性の向上に資する事業環境整備が重要であり、本基本方針では「脱炭素電源である次世代革新炉への投資を促すため、初期費用に係る資金調達負担の大きさや回収期間の長期化、市場価格の変動に伴う中長期的な収入の予見性の低さ、バックエンド事業の不確実性などの課題の解決に向けて、海外事例も参考としつつ、実証炉に対するプロジェクトベースでの政府支援、収入の安定化に資する制度措置等、事業環境整備の検討・具体化を進める」こととしております。</p>  |
| <p><b>82 建設する次世代革新炉は小型の方が望ましい</b></p> <p>・具体的な革新炉がどのようなものになるのか現時点ではわかりませんが、原子炉や発電などの建屋の大きさは、あまり大きくしない方がいいと思います。効率だけを考えれば1基あたりの出力は大きい方がいいでしょうが、建造物が大きいと事故の対処時に困難性が増大します。また、いざというときに無人機などを使い易くしておく工夫も必要だと思います。</p>   | <p>次世代革新炉の建設については、地元の理解を大前提としつつ、国内の研究開発の進展状況やサプライチェーンにおける製造能力等の要素を勘案して、今後、その具体化を検討していくことになります。その上で、小型炉については、炉心が小さいため、万一の際に炉心を冷却しやすい一方で、小規模であるために発電量あたりのコストが高くなったり、高い耐震性が求められる国内ではさらにコストが高くなる可能性も指摘されており、それらも踏まえて総合的に判断する必要があると考えております。</p>   |
| <p><b>83 もんじゅの失敗例があるのに、なぜ常陽の再稼働に固執するのか</b></p> <p>「高速実験炉常陽の再稼働に向けた取り組み」とあるが、30余年と総額1兆1千億円の国費を投入した挙句、廃炉になった原型炉「もんじゅ」という痛い経験があるにもかかわらず、なぜ「常陽の再稼働」に固執するのか。</p>  | <p>高速実験炉「常陽」については、今後の高速炉開発を進める上で、燃料の照射試験等を行うために必須の施設であるとともに、希少な医療用の放射性同位体を大量製造が可能であることなど、多様な照射ニーズに応える施設として各方面からの期待が寄せられていることから、政府として再稼働を目指すこととしております。</p>  |
| <p><b>84 サイクルに関わる、高速実験炉「常陽」、ナトリウム試験施設「AtheNa」、高速中性子照射場等の整備をやめるべき</b></p> <p>破綻している核燃料サイクルは中止すべきであり、それに関わる基盤インフラである高速実験炉「常陽」、ナトリウム試験施設「AtheNa」、高速中性子照射場、燃料製造施設、再処理実証施設等の整備は不要である。いずれも廃止あるいは検討中止することを求める。</p>  | <p>我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、核燃料サイクルの推進を基本的方針としています。次世代革新炉については、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組むこととされており、今後開発を進めるためには、その燃料サイクルも含めて一体的に開発を推進することが必要と考えています。そのため、高速実験炉「常陽」の再稼働をはじめとする、国内の開発環境を維持・向上させるための取組を記載しています。</p>  |
| <p><b>85 長期利用や稼働率向上等エネルギーの安定供給を支える基盤インフラも整備すべき</b></p> <p>事例に高速炉サイクル関連のみ掲載があるが、廃炉が決定したJMTR等、原子力発電の安全性を確認し、長期利用や稼働率向上等エネルギーの安定供給を支える基盤も、インフラとして遅滞なく整備すべきである。</p>  | <p>材料試験炉 JMTRの廃止など我が国の試験研究炉の減少により、我が国の原子力の基盤研究や人材育成の基盤が失われつつある状況にあることは課題と認識しております。</p> <p>このため、我が国の試験研究炉を取り巻く現状・課題と今後の取組の方向性についての議論が文部科学省審議会において行われているところであり、その中間まとめでは、現在運転中の国内外の試験研究炉等を最大限活用し研究等のニーズに応じていくとともに、今後の取組の方向性を検討していく上での論点整理を行っていくこととされています。</p>  |
| <p><b>86 核燃料サイクルは破綻しており、プルサーマルを含むサイクル政策は推進するべきではない</b></p> <p>核燃料サイクルは破綻しており、使用済み核燃料の処分場もなく、方策もない中で、原子力政策はすでに破たんしている状態であり、この様な危険な原発をさらに動かそうとするのは信じられない暴挙であると言わざるを得ません。</p> <p>使用済み核燃料の再処理も再処理工場の完成時期延期がもう何十回と繰り返されています。再処理はもうやめるべきでしょう。税金をこれ以上つぎ込まないで下さい。</p> <p>六ヶ所村の再処理工場もとん挫していることは誰の目にも明らか。今更、いくら巨費を投じても成功するとは誰の目にも信じがたい。そもそも見通しの立たない使用済み核燃料を減らすことこそ考えるべきだ。子々孫々に禍根をこれ以上残すべきではない。</p> <p>核燃料サイクルの推進にしても、巨額の予算を投じてすでに何十年も試みられてきたがついに日の目を見ることがなかったものだ。それをまたぞろ蒸し返すのか。いい加減に目を覚まして現実を直視すべきである。</p> | <p>我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としております。このため、使用済燃料の再処理について、日本原燃は六ヶ所再処理工場の新たな竣工目標実現に向けて、安全審査等への対応を確実かつ効率的に進めることとしています。また、プルサーマルの推進や使用済燃料の貯蔵能力の拡大等に向けて、電力事業者が連携し、地元理解に向けた取組を強化するとともに、国もこうした取組をサポートし、主体的に対応してまいります。</p> <p>その上で、プルサーマルを含め、原子力の利用に際してはいかなる事情よりも安全性が最優先であり、高い独立性を有する原子力規制委員会による安全性確認が運転の大前提となります。こうした方針を明確にするため、(4)①ii)に「原子力規制委員会による安全性の確認を大前提に」を追記しております。</p> |



|   |   |
|---|---|
| <p>六ヶ所村の再処理工場は当初の竣工予定から25年経っても竣工せず、これまでの原発の運転実績から見ても、仮に竣工したとしても順調に運転を続けられないことは必至です。また、軽水炉とは比較にならない大量の放射性物質を環境に放出する再処理工場は稼働させるべきではありません。またプルサーマルは危険かつコスト高であることは証明されていて、辻褄合わせでプルトニウムを消費するためにやるべきではありません。そもそもプルトニウムは核兵器原料であり、それを利用しようとする核燃サイクル政策そのものをやめるべきです。</p>  |   |
| <p>「プルサーマルの推進」を打ち出していますが、プルサーマルは本来ウラン燃料を燃やすはずの炉で異質な核特性をもつプルトニウムを燃やすもので、通常のウラン燃料よりはるかに危険です。使用済みMOX燃料の熱量は高く、移動できるようになるまでに100年以上、原発敷地内のプールで冷却しなければなりません。また現在日本国内で使用済みMOX燃料を処分できる施設はありません。</p>  |   |
| <p>プルサーマルは通常原発よりも、プルトニウムを燃料とする分、危険性が大きいと思います。また使用済みのMOX燃料は扱いが難しいと聞いています。事故時の放射線被害は格段に影響の大きいものになるのではないのでしょうか。処理・処分の研究も進んでいない中で見切り発車はしないでいただきたい。</p>  |   |
| <p><b>87 使用済燃料を再処理せずに直接処分すべき</b></p>  | <p>原子力発電所が稼働することで発生する使用済燃料について、再処理を行うと、使用済燃料を直接処分する場合に比べ、高レベル放射性廃棄物が約4分の1に減容化されるとともに、高レベル放射性廃棄物の有害度が元の自然界の状態までに低減する期間が約10万年から約8千年に短縮されます。このような観点に加え、資源の有効利用にも資するため、使用済燃料を再処理し、回収したプルトニウム等を原子力発電所において再利用することを政府の基本方針としており、直接処分は想定しておりません。</p>                      |
| <p>六ヶ所再処理施設に関しては、高放射性廃液のガラス固化に関する設備のみ完成させ、その他の、核燃料サイクルの実現に向けた設備は完成させずに廃止措置に移行。</p> <p>使用済み核燃料の直接処分に向け、公開で検討する場を早急に設ける。</p> <p>使用済み核燃料は、再処理せずに直接処分してください。</p> <p>放射性廃棄物処分を考えたとき、放射性物質の半減期が短い方がよいと思う。放射性廃棄物は再処理せずに土に埋めたほうが良いのではないかと思います。プルサーマルにこだわらずに発電を考えてもよいのではないのでしょうか。六ヶ所村の再処理施設建設も再考を要すると考えます。</p> <p>原子力エネルギーはなるべく早期に撤廃するべきと考える立場から、核燃料サイクルの試みは中止し、使用済み核燃料は直接最終処分することとして、最終処分場の立地選定、適切な処分方法の研究開発に努力を集中するべきである。</p> <p>即座に再処理工場を閉鎖し再処理から直接処理へ移行する方針を立てるべきである。</p> <p>最終処分の実現には、処分すべき放射性廃棄物の種類と量の確定が先決である。使用済燃料や使用済みMOX燃料、さらには福島第一原発の廃炉措置の過程でも大量の高レベル放射性廃棄物が発生する。これらの最終処分が避けられない。これらの直接処分の研究こそ先行させるべきである。</p> <p>現行の文献調査を中断し、まずは上記に記した多様な高レベル放射性廃棄物の処理・処分の可能性をきちんと評価し研究・開発すべきである。</p> |   |
| <p><b>88 核燃料サイクルに関する技術開発を推進すべきである</b></p>   | <p>使用済燃料については、既に発生したものを含め、長期にわたって安全に管理しつつ、適切に処理・処分を進める必要があること、長期的なりスク低減のため、その減容化・有害度低減が重要であること等を十分に考慮して対応を進める必要があります。このため、放射性廃棄物を適切に処理・処分し、その減容化・有害度低減のための技術開発を推進します。また、2030年代後半の技術確立を目的に、国・関係者による、使用済みMOX燃料の再処理技術の早期確立に向けた研究開発の加速、官民連携による国際協力の推進に取り組んでまいります。</p> |
| <p>人工的に放射性物質を増やすことは、地球環境の破壊である。ここまで増やしてしまった放射性物質の隔離、保管のための人材育成が必要。政府はそのための研究開発費を出すべきだ。</p>  |   |
| <p>使用済み核燃料を増加させないための核廃棄物処理の研究・開発に税金を使うべきです。</p>   |   |
| <p>有害な放射性物質を無害化する技術を第1に開発すべきです。</p>   |   |
| <p>我が国のエネルギーセキュリティ確保、サプライチェーン維持・強化のため、国内での核燃料サイクルの確立が重要であり、そのためには転換・再転換技術への取組み強化が必要である。</p> <p>我が国におけるエネルギーセキュリティ確保、サプライチェーン維持・強化のため、国内での核燃料サイクルの確立が重要であり、そのためには再処理技術だけでなく、転換・再転換等の技術の開発・定着への取組み強化が必要であることも強調していただきたい。</p>  |   |

|   |  |
|---|--|
| <p>高レベル廃棄物は生み出してしまった以上、地上でのドライキャスク保管で長期的に監視しつつ、今後の研究により容認できる処理法が発見される事を期待するしかないと考える。</p>  |  |
| <p><b>89 原子力バックエンドを巡る課題の解決に向け着実に取り組むべき</b></p>  | <p>使用済燃料の再処理について、日本原燃は六ヶ所再処理工場の新たな竣工目標実現に向けて、安全審査等への対応を確実かつ効率的に進めることとしています。また、プルサーマルの推進や使用済燃料の貯蔵能力の拡大等に向けて、電力事業者が連携し、地元理解に向けた取組を強化するとともに、国もこうした取組をサポートし、主体的に対応してまいります。</p> <p>また、今後、原子炉等の解体作業が本格化することが見込まれる中、我が国における着実かつ効率的な廃炉を実現するため、廃炉に関する知見の共有や必要な資金の確保等を行うための仕組みの整備をいたします。さらに、原子力に対する国民の皆様の懸念の一つが、使用済燃料の行き先が決まっていないことにあることはよく理解しています。政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分に向けて取り組んで行くべく、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」を改定します。</p> <p>改定の主なポイントとしては、</p> |
| <p>バックエンド事業に係る予見性向上に向けた措置の検討・具体化の進展を期待する。</p>   | <p>①国、原子力発電環境整備機構（NUMO）、事業者で体制を強化し、全国のできるだけ多く、少なくとも100以上の自治体に最終処分事業に関心を持ってもらうよう掘り起こしに取り組む。</p>   |
| <p>今後は、まだ解決されていない「核のごみをできるだけ安全に処理するにはどうしたらよいか」の研究に全力を注ぐべきです。</p>  | <p>②関心や問題意識を有する自治体の首長などとの協議の場を設置し、最終処分をはじめ原子力をめぐる課題と対応について、国と地域でともに議論・検討する。</p>  |
| <p>バックエンドもこのままでは早期の解決は無理。地層処分や核燃サイクルなどは十分な研究が必要。もしくは両者ともに廃止すべき。</p>   | <p>③従来の公募方式と市町村長への調査実施の申し入れに加え、手挙げを待つのではなく、自治体の調査受け入れの前段階から、地元の経済団体、議会等に対し、国から、様々なレベルで段階的に、理解活動の実施や調査の検討等を申し入れる。</p>   |
| <p>バックエンドの具体化にもっと力を入れるべきである。何万年もの管理が必要な多くの放射性廃棄物を生み出し、処分のめどは全く立っていない。</p>   | <p>④文献調査の受け入れ自治体や関心を持つ自治体に対して、政府一丸となった支援体制を構築する。</p>   |
| <p>今まででした放射能廃棄物や原発の廃炉に向けて、集中的に取り組むべき。</p>   | <p>というものです。</p> <p>今後、この基本方針に沿って、取り組んでまいります。</p>   |
| <p>原発の廃炉や、使用済み核燃料の処理などを細心の注意をもって遂行するプログラムの立案・提示の指示を出すことであると考えます。</p>  |  |
| <p>原子力政策としては、間違った政策を進めてしまった後片付けを、英知を集めて進めていくほかありません。廃炉作業、核の最終ゴミをどう片付けるか。難しい問題が山が積まっていますが、こちらを進めていかななくてはなりません。本当に悲しい事実ですが、これ以上被害が広がらないよう、未来の世代へのツケを少しでも減らせるよう、力を尽くしてゆきしかありません。</p> |  |
| <p><b>90 茨城県東海村の再処理施設にある放射性廃棄物の処理・処分について安全性を確保しつつ着実に進めるよう責任をもって予算の確保や進捗管理を進めること</b></p>   | <p>日本原子力研究開発機構の東海再処理施設については、当該法人の中期目標においても、「廃止措置計画に基づき、保有する液体状の高放射性廃棄物に伴うリスクの早期低減を最優先課題とし、高放射性廃液貯蔵場の安全確保、高放射性廃液のガラス固化に取り組むとともに、高放射性固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵状態の改善等について優先事項として取り組むこととされており、政府としても必要な対応を行ってまいります。」こととされており、政府としても必要な対応を行ってまいります。</p>   |
| <p>東海再処理施設に残置されている放射性廃棄物の性状把握・安定化を早急に進め、少なくとも、高放射性廃液のガラス固化と、プール保管のハル缶の取り出しは、関係関係全員の責任として、あらゆる政策資源を投入する。</p>   |  |
| <p><b>91 廃炉を法律で定義すべき</b></p>  | <p>令和5年2月28日に閣議決定された「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」において、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の一部を改正し、同法に新たに「廃炉」の定義を規定することとしております。</p>  |
| <p>廃炉について書かれているが、「廃炉」とはどのような状態になることなのか。法律として定義すべき。</p>  |  |
| <p><b>92 JPDRの廃炉についても記述すべき</b></p>  | <p>御意見を踏まえ、2（4）②廃炉の円滑化に向けた取組に「（JPDRや東海発電所など先行事例での知見の活用等）」と追記しました。</p>  |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>「廃炉に関する知見・ノウハウの蓄積；共有の仕組みを構築する」とされています。まるで「廃炉」が今に始まったような感じを受けてしまいます。1986年から1996年3月31日までの10年間で、現在の商用原子炉の10分の1位の規模のJPDR（日本最初の発電用原子炉）の廃炉が行われ、多くの知見が集積されていることをなかつたことにしていないでしょうか？ 小規模な試験炉の廃炉でさえ10年の期間を要しているにも拘らず、福島第一原子力発電所（以下、福一）における炉心溶融を経験した事故炉に対して、東電と国は40年の廃炉期間を設定しました。JPDRの廃炉の経験・知見は何処に行ったのでしょうか？これを再検証しなければ何も始まらないし、福一の事故炉の廃炉期間の設定についても「何をかいわんや」だと思います。JPDRの実績を踏まえた良識のある謙虚で確実な判断をしなければならぬと思います。廃炉に係る政策制度の構築の中に、JPDRの記述が見えないのは、所管行政庁の「忘却」ではないでしょうか？ ひいては原子力利用の信頼性（利用の前提として廃炉・廃棄物処理がある）が担保できなくなってしまうのではないかと思います。</p> |  |
| <p><b>93 責任を明確化するため、廃炉費用は事業者に負わせるべき</b></p> |  | <p>原子力発電所の廃止措置については、原子炉等規制法に基づき、原子炉を設置した原子力事業者が引き続き責任を持って実施することに変更はありません。また、原子力事業者は、毎年度、廃炉に要する費用を含め、認可法人が行う業務全体の費用に充てるため、認可法人に対して拠出金を納付する責任を負うこととなります。</p> |
| <p><b>94 廃炉費用は国費で負担すべき</b></p>              | <p>「認可法人に」に「廃炉のための資金の確保・管理や事業者が実施する廃炉に要する費用の支弁」を行わせるとある。責任を明確化するため、あくまでも費用は原発運営会社に負わせるべきである</p>  |  |
| <p><b>94 廃炉費用は国費で負担すべき</b></p>              | <p>原子炉の廃炉に関する費用は、「今後、核発電を利活用しない」ことを法的に決定することを前提として、国費を投入。その際は医療・福祉・教育の予算に影響を及ぼさない範囲で予算を組み換え、原子力事業者や、事業者の株主、事業者に融資している金融機関も一定額を負担する。</p>  |  |
| <p><b>95 廃炉費用は国民負担すべきではない</b></p>           |  |  |
|   | <p>廃炉が完結した炉は一器もなく、福島での作業も予定どおり進んでいない。廃炉費用は、経済合理性の観点から、当該事業者の電気料金に含めて負担すべきものであり、税金を含め広く国民が負担すべきものではない。</p>  |  |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p><b>96 拠出金額の算定が不透明である</b></p>   | <p>拠出金の算定額について不信がある。<br/>「将来の不確実性も踏まえた水準・・・」「適当な期間で分割して・・・」とあるが運転期間延長等により廃炉及び放射性廃棄物の処理時期が遅くなることにより処理費用の高騰についての程度想定しているのか？（「年2%物価上昇」「想定為替レート」「国内外の紛争等」「少子高齢化・人口減少」）<br/>以前、NUMOの方に説明会の場で「処分費用を算定した将来物価」を聞いたことがあるが、「適切に算定・・・」「専門家が算定・・・」などと言いつつ濁していた。<br/>拠出金の算定方法は「算定金額の数倍を拠出し処分完了後に余剰分を返金する」というように出来ないか？<br/>放射性廃棄物処理費用の算定責任の取り方を明確にする目的で、「拠出金不足分はNUMO歴代役員子孫及び経産省役職者子孫の個人資産を当る。」として欲しい。</p> | <p>廃炉の円滑化に係る拠出金の算定に当たっては、我が国全体の廃炉の長期的な見通しに照らして、必要な資金が確実に確保されるよう、将来の不確実性も踏まえた水準とすることとしております。なお、拠出金の算定に必要な諸元については、廃炉に関する専門家を含む認可法人の第三者委員会の議決を経た上で認可法人において定め、経済産業大臣の認可にかからしめることとしております。<br/>また、原子力発電環境整備機構（NUMO）に支払われている拠出金は、特定放射性廃棄物の最終処分費用に当てられるものです。拠出金の額は、最終処分法に基づき、発電電力量（暦年）から算出される廃棄物量に、人件費・物品費等の最新価格を踏まえ毎年経済産業省令により定められる拠出金単価を乗じた額で算定することとなっております。</p>  |
| <p><b>97 廃炉円滑化の認可法人について、業務継続が困難な状況が予測されるのであれば、国が措置するのはなく保険等の積立で対応すべき</b></p>  | <p>廃炉を円滑に行うことは必要だが、29行目の業務継続が困難な状況が予測されるのであれば、国が措置するのはなく保険等の積み立てで対応するようにするべきである。</p>  | <p>現時点で、具体的に「業務継続が困難な状況」を想定しているわけではありません。拠出金の金額の設定に当たっては、将来の不確実性も踏まえた水準とし、必要な資金を確実に確保することといたします。</p>  |
| <p><b>98 クリアランス物のさらなる利用先拡大に向けて電力事業者や中央省庁等で積極的に用いるなどの取組を進めるべきでないか。</b></p>   | <p>クリアランス制度を厳格に守りつつ積極的に活用し、放射性廃棄物の減量に努める。<br/>再利用された部材から製造された什器や部材等は、電力事業者や中央省庁等で積極的に用いるなど、自ら、「模範を示す」。<br/><br/>クリアランス対象物については、幅広い国民的な議論をして進めてほしいです。</p>  | <p>今後、廃炉作業が本格化する中、経済産業省としても、クリアランス物の再利用先拡大に向けて、取組を進めてまいります。<br/>電力事業者内で活用している他、経済産業省のロビーにクリアランスベンチを設置するといった取組を進めているところです。また、令和4年度の予算事業において、クリアランス金属を、より利用価値の高い製品として再利用するための実証事業を進めております。</p>  |
| <p><b>99 クリアランス対象物を再利用するべきでない</b></p>   | <p>クリアランス対象物のフリーリリースに反対します。<br/>クリアランス対象物の活用は、厳格なルールと運用の元、業界内での利用に限ると考えるため。<br/><br/>「バックエンドプロセス加速化」にあるクリアランス物の利用の理解促進では、残留放射能をどのくらいのレベルに考えているのか。<br/><br/>核廃棄物を放射線量が低いからと厳重管理せずリサイクルと称して各地域にばら撒くのは止めてほしい。放射性廃棄物は1か所で厳重に管理すべきという基本を遵守すべき。<br/><br/>クリアランス対象物のフリーリリースやリサイクルは環境汚染の懸念があるので、放射性廃棄物は管理可能な地域で単に保管することを基本にすべきです。</p>   | <p>クリアランス物は原子力規制委員会が定める基準以下であることの確認を受けており、一般の廃棄物と同様に再利用・処分できることとなっております。一方で、社会に定着するまでの間は、クリアランス物の再利用は電力業界内もしくは理解活動を目的とした再利用に限定することにより、一般市場に流通することがないように運用しています。電力業界外における再利用については、クリアランス制度の社会定着に向けた取組を進めつつ、資源の有効活用の観点から段階的に取り組んでまいります。</p>   |
| <p><b>100 最終処分場の決定に際し、周辺自治体ならびに都道府県の意思が確実に反映されるしくみとすべき。また、住民にも意見を確認すべき。</b></p>   | <p>最終処分場の決定に際し、周辺自治体ならびに都道府県の意思が確実に反映されるしくみとすべきと考えます。</p>   | <p>最終処分場の選定プロセスは、最終処分法に基づき、①文献や資料を基に地域の地質データを調査分析する文献調査、②ボーリング調査等を行う概要調査、③地下施設での調査・試験等を行う精密調査、と、地域の理解を得ながら、段階的な調査ステップを踏みつつ、取り組んでいくものとなっております。<br/>この選定プロセス中の最初の調査である、文献調査は概要調査地区を選定する前にあらかじめ行うものと規定されています。したがって、この文献調査とは、ボーリングなどの現地調査を含む概要調査に進むかどうかについて、地域に御判断いただくために、地質データなどを調査分析して情報提供を行う、事前調査的な位置づけであることから、①市町村から原子力発電環境整備機構（NUMO）への応募、②国からの申し入れを市町村が受諾の2通りの手続で開始することとしています。文献調査の後、次の概要調査、精密調査、処分地選定に進もうとする場合には、最終処分法に定める手続に従って、その都度、知事と市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重することとしており、その意見に反して先へ進むことはありません。こうしたプロセスの中で、周辺市町村の意見は、基本的には知事の意見に反映されるものと考えています。その上で、国としては、処分場選定プロセスの中で、地域において、どのように合意形成を図るのかについては、その時期や方法も含めて、自治体としての判断を尊重することが重要と考えています。</p> |
| <p>「概要調査地区」として選定される第一段階でNUMOから地域住民には調査計画の説明・報告及び報告書の説明会が開催される制度になっているが実態は骨抜きにされていることが多い。そのうえ、第2段階と第3段階では地域住民から意見を聞く制度になっていない。首長に聞くだけである。「国民との相互理解に基づく実施原則」に反する。</p> <p>町長と近隣自治体長や県知事ら間の権限が不明である。3者の承認を得るべきである。</p> <p>最終処分場の決定に際し、文献調査受け入れ自治体だけでなく周辺自治体ならびに都道府県の意思が確実に反映されるしくみとすべきと考えます。</p> <p>最終処分場は何世代も先まで受入地域に大きな負担を強いる施設です。取組方針の中に「受け入れ地域の住民の意思決定と合意を大前提として進める」旨を追加してください。</p> | <p>町長と近隣自治体長や県知事ら間の権限が不明である。3者の承認を得るべきである。</p> <p>最終処分場の決定に際し、文献調査受け入れ自治体だけでなく周辺自治体ならびに都道府県の意思が確実に反映されるしくみとすべきと考えます。</p> <p>最終処分場は何世代も先まで受入地域に大きな負担を強いる施設です。取組方針の中に「受け入れ地域の住民の意思決定と合意を大前提として進める」旨を追加してください。</p>   | <p>最終処分場の選定プロセスは、最終処分法に基づき、①文献や資料を基に地域の地質データを調査分析する文献調査、②ボーリング調査等を行う概要調査、③地下施設での調査・試験等を行う精密調査、と、地域の理解を得ながら、段階的な調査ステップを踏みつつ、取り組んでいくものとなっております。<br/>この選定プロセス中の最初の調査である、文献調査は概要調査地区を選定する前にあらかじめ行うものと規定されています。したがって、この文献調査とは、ボーリングなどの現地調査を含む概要調査に進むかどうかについて、地域に御判断いただくために、地質データなどを調査分析して情報提供を行う、事前調査的な位置づけであることから、①市町村から原子力発電環境整備機構（NUMO）への応募、②国からの申し入れを市町村が受諾の2通りの手続で開始することとしています。文献調査の後、次の概要調査、精密調査、処分地選定に進もうとする場合には、最終処分法に定める手続に従って、その都度、知事と市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重することとしており、その意見に反して先へ進むことはありません。こうしたプロセスの中で、周辺市町村の意見は、基本的には知事の意見に反映されるものと考えています。その上で、国としては、処分場選定プロセスの中で、地域において、どのように合意形成を図るのかについては、その時期や方法も含めて、自治体としての判断を尊重することが重要と考えています。</p> |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 101 | <b>放射性廃棄物の最終処分に関する取組を国が主体的に広報し、国民理解の醸成や文献調査に協力するに向けた活動を早期に見直すべき</b>   | <p>高レベル放射性廃棄物の最終処分については、その概要はもちろん、必要性などについて、国民の皆様が御理解いただくことが重要であり、2017年に「科学的特性マップ」を公表して以来、全国で160回以上、対話型説明会などを実施してきました。</p> <p>引き続き、全国での対話活動については、不断の改善を図り、様々な方の意見を伺いながら丁寧に取り組んでまいります。</p>  |
|     | <p>先ず最終処分場をどこかに作らなければならないことを全国民（処分地候補地だけではなく）が理解すること、そのためのコミュニケーションの中で原発についての方針が議論されることになる。支援をしなければ受け入れてもらえない原発、それは原発拒否に意思表示になる。「あなたの自治体で廃棄物を受け入れますか?」「消費電力に応じた廃棄物量を受け入れてください。」という議論から時間をかけて進めることが回るくどく時間がかかって通れない。</p> <p>最終的にはハイレベルの核のゴミ（HLW）は第3段階の精密調査地区を経るまでに最低15年間ぐらいかかる。また、HLWのガラス固体物は表面温度が高く冷却に30～50年かかるため一時貯蔵が必要である。その後最終的に地下300m以下に埋める処分場建設・稼働開始まで100年前後かかるともいわれる。次世代の方がたの意見を聞かなくてよいのか。</p> <p>「最終処分の実現」で優先すべきは地域への敬意・感謝、自治体・実施主体の体制・連携強化ではない。まず、国民への情報公開と参加に基づく国民的議論の機会を広げかつ十分な期間設けることが必要だ。このような手続きを踏まずして社会的合意を集約・形成することは困難であり、いつまでも最終処分の道筋をつけられぬままとする。</p> <p>もっと具体的に最終処分の方法と問題点を国民に示してほしい。</p>  |  |
| 102 | <b>最終処分場の立地選定の際、交付金をインセンティブにすべきでない。</b> <p>放射性廃棄物の最終処分については、国と原子力発電環境整備機構（NUMO）による巨額の交付金で経済効果を餌に、安全性などの十分な議論もないまま、調査を進めるといふ候補地の選定方法が間違っている。このようなやり方では、いつまでも処分地は決まらない。</p> <p>過疎地の住民を貢献という言葉と金の力で同意を求めようようなことはやめるべきです。</p> <p>行き場のない放射性廃棄物を多額の交付金で自治体に押しつけることしかできないのが現状です。</p> <p>文献調査段階での国を挙げての支援は、現行の最大20億円の交付金も含めて廃止すべきです。</p> <p>この一文について、「敬意や感謝の念」「文献調査受け入れ自治体などに対する国に挙げての支援体制の構築」というものは、「今までよりさらに札幌で自治体首長の頬を叩いて調査の受け入れを促す」行為を綺麗ごとと言い換えたものと言う批判を免れません。実施策として交付金の増額も示唆するものであり、金銭目的で自治体が文献調査を受け入れているという疑惑の目を助長し、地域間分断を生む場合があります(注)。本当に「最終処分事業に貢献する」のであれば、それは将来最終処分場になり得る精密調査以降のレベルで議論すべきであり、文献調査段階での国を挙げての支援体制は、現行の最大20億円の交付金も含めて廃止すべきです。導入すべきではありません。</p> <p>現在、文献調査を受け入れた自治体には2年で合計最大20億円の交付金が支給されることになっています。この交付金があるがゆえに受け入れ自治体は高レベル放射性廃棄物の最終処分問題と、地域のまちづくりの問題を混同させて地域の歴史、文化さえ否定する分断を招き混乱させています。北海道の寿都町の隣接自治体である島牧村、黒松内町、蘭越町では高レベル放射性廃棄物の受け入れを拒否する「核抜き条例」が制定され、文献調査の交付金の配分も拒否しています。この一件は、寿都町が交付金を目的の一つとして文献調査を申し込んだことへの強い失望と抵抗意識が具現化されたものであり、交付金が存在すると本方針にある「最終処分事業に貢献する地域への経緯や感謝の念が社会的に広く共有されるように」することを困難にする一つの例として実証されています。このような自治体間の分断も起こしうる支援に名を借りた差別制度は廃止すべきです。</p> | <p>高レベル放射性廃棄物の最終処分は、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。</p> <p>最終処分法に基づく最初の調査である文献調査は、資料やデータのみによる机上調査であり、市町村でこの事業について議論を深めていただくための、いわば対話活動の一環と考えていますが、一方、その実施により、地域に様々な御負担をおかけすることになることも事実であります。</p> <p>交付金制度は、国として、そのような社会全体の課題解決に貢献いただく地元の皆様へ敬意と感謝を示し、地域の発展と住民の福祉の向上を図るため、全面的にサポートしていくためのものと考えています。</p> <p>経済産業省としては、引き続き、地域の理解を得られるよう、丁寧に調査のステップを踏みながら、最終処分事業に取り組んでまいります。</p> |
| 103 | <b>高レベル放射性廃棄物の総量を管理するべき</b> <p>所謂「核のゴミ」に関して、これ以上、将来世代への負担を増やすことがないよう、「核のゴミ」の国全体の保有量に法的な上限を設ける。</p>  | <p>すぐに使える資源に乏しい日本にとって、電力の安定かつ安価な供給や気候変動問題への対応等の観点から、原子力利用が欠かせない中で、高レベル放射性廃棄物の総量を管理することは、原子力利用に上限を設けることにつながりかねず、責任あるエネルギー政策を実行していく観点から、適切な選択ではないと考えております。</p> <p>最終処分は、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。引き続き、最終処分の実現に向けて、国民理解、地域理解が得られるよう、しっかりと取り組んでまいります。</p>  |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 104 | <p>最終処分の方法については、陸上保管などを含めて再検討すべき</p>  | <p>高レベル放射性廃棄物の放射能は、時間の経過とともに減少しながらも、長く残存します。このため、安全上のリスクを小さくし、かつ、将来世代の負担を小さくする等の観点から、地上で管理し続けるのではなく、人の管理を必要としない最終的な処分を行うべきであるというのが国際的にも共通した認識です。</p> <p>その上で、最終処分の方法については、宇宙処分、海洋投棄、氷床処分など、様々な方法が国際機関や世界各国で検討されてきました。その結果、人間の生活環境から長期間にわたり隔離するために、深い安定した地層中に処分すること、すなわち地層処分が、国際社会から現時点で最も安全で実現可能な処分方法とされており、諸外国もその実現に向けて、知見や経験を共有し合いながら、取り組んでいるところです。</p> <p>このように、最終処分の実現は、原子力を利用する全ての国に共通する世界的な問題であり、どの国も長い時間をかけて地道に取り組んでおります。原発をこれまで活用してきた我が国においても、現代の責任として、決して次の世代に先送りしてはいけない重要な課題です。この課題に対して、我が国では、様々な専門分野の知見を取り入れて1970年代から研究が行われた結果、国内外の専門家から、地層処分に求められる、長期にわたって安定した地下環境が日本にも広く存在するとの評価が得られております。これを受け、最終処分法を制定し、処分主体として原子力発電環境整備機構（NUMO）を設立するとともに、処分地選定に向けては、地域の理解を得ながら、段階的な調査ステップを踏みつつ、取り組んでいくこととしました（法令上も、こうしたプロセスを経ずに、性急に進めることはできないこととなっています。）。その上で、地層処分の実現に向けて、国が前面に立ち取り組んできているところです。</p> <p>具体的には、国としては、広く国民の皆様に関心や理解を深めていただくため、2017年7月に科学的特性マップを公表し、NUMOとともに全国で対話活動を展開してまいりました。こうした取組を積み重ねてきた中で、2020年11月には北海道寿都町、神恵内村において、NUMOが文献調査を開始することとなりました。本事業には地域内外から様々なご意見をいただいていることも踏まえ、両町村に設置された「対話の場」等を通じて、必要な説明や情報提供など地域の方々と丁寧に対話をしていく考えです。</p> |
|     | <p>廃棄物の最終処分地は、ヨーロッパ大陸のように固い岩盤内に設置するならまだしも、プレートがぶつかり大地震が頻発する日本では不可能です。それでも安全といえる技術があるなら、東京都の地下に貯留池のような大空間を設置して廃棄したいと提案して議論をしていただきたい。</p> <p>実害があることを承知の嘘は、後世に禍根を残す行政の二枚舌だ。陸上処理をもっと努力しなければ、国際的に無責任な問題を残すのではないのか。</p> <p>地中処理が一般的だが辛くても長くても常に監視が行き届く保管基地で厳重管理をしないといけないと思う。意図的に隠蔽するようでは必ず想定外の漏れによる被害を子孫にもたらさう。地震の巣の日本列島で巨大台風の常習地帯異常気象がこれから頻発しそうで大地草木安全地帯はない。</p> <p>特に高レベル廃棄物の大深度処理が既定方針で当然とされているが、世界有数の大地震国の日本で隠れ活断層が地下水脈が縦横に走る地質では安定保管永久処理など不可能だ。</p> <p>放射性廃棄物の大深度への埋葬は地殻の変動によって影響を受ける可能性があるため、地表付近の管理しやすい所で永続保管すべきです。</p> | <p>引き続き、国が前面に立ち、NUMOとともに、地域の理解と協力を得ながら、できるだけ多くの地域において地層処分事業に関心を持っていただくとともに、調査を受入れていただけるよう、全国での対話活動についても積極的に行ってまいります。</p>   |
| 105 | <p>文献調査の実施地域拡大に向けた取組が不十分である</p>   | <p>文献調査の実施自治体の拡大に向けた課題については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①関心自治体への省庁の垣根を越えたサポート体制の構築</li> <li>②有望地点の拡大に向けた活動の強化</li> <li>③自治体における政治的決断のバックアップ</li> </ol> <p>と考えており、これを踏まえて、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定します。</p> <p>改定の主なポイントとしては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国、原子力発電環境整備機構（NUMO）、事業者で体制を強化し、全国のできるだけ多く、少なくとも100以上の自治体に最終処分事業に関心を持ってもらうよう掘り起こしに取り組む。</li> <li>②関心や問題意識を有する自治体の首長などの協議の場を設置し、最終処分をはじめ原子力をめぐる課題と対応について、国と地域とともに議論・検討する。</li> <li>③従来の公募方式と市町村長への調査実施の申し入れに加え、手挙げを待つのではなく、自治体の調査受け入れの前段階から、地元の経済団体、議会等に対し、国から、様々なレベルで段階的に、理解活動の実施や調査の検討等を申し入れる。</li> <li>④文献調査の受け入れ自治体や関心を持つ自治体に対して、政府一丸となった支援体制を構築する。</li> </ol> <p>というものです。</p> <p>今後、この基本方針に沿って取り組んでまいります。</p>   |
|     | <p>処分地先生に参加できる環境整備を急げ！</p> <p>喫緊の課題である処分地選定について、最終処分政策が進展している欧米諸国が導入し、わが国の最終処分基本方針(2015年改訂)に示した「参加・対話・協働」政策を踏まえた書きぶりとされたい。国主導の理解活動の強化等で示されている情報提供の強化やNUMOの理解活動の推進は、国やNUMOという情報の送り手側からの書きぶり、これまでの施策の範囲内と見做す。具体的には、これまで受け身の姿勢に終始している広域自治体（都道府県）が、処分地選定プロセスに参加し国と協働で出来るだけ多くの文献調査地を選定することを明確に示す。そのために、最終処分法の改正が必要であれば改正する。</p>  |  |
| 106 | <p>敬意や感謝の念という個人の内心に関わる事柄に、国が踏み込んでほしくない</p>  | <p>令和3年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」にも記載されている通り、最終処分事業の実現は、社会全体の利益であると認識しております。この認識に基づき、最終処分事業の実現に貢献する地域</p>   |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     | <p>「最終処分事業に貢献する地域への敬意や感謝の念が社会的に広く共有されるよう、国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働きかけを抜本強化」に反対する。</p> <p>この表現は、最終処分場となることが「犠牲」であることを国自らが認めている証である。地元住民が負わされる不安や将来起こるかもしれない健康被害は、敬意や感謝で賸るものではない。また、引き受けた自治体が敬意や感謝に値するという事になれば、逆に、引き受けない自治体は非難されかねない。何に敬意や抱き、何に感謝するかというのは、一人一人の価値観に関わる問題であり、多くの国民が敬意や感謝を抱くように国が主導するというのは、国民世論の誘導であり、地元住民には我慢を強いる圧力となる。敬意や感謝の念という個人の内心に関わる事柄に、国が踏み込んでほしくない。</p>   | <p>に対しては、敬意や感謝の念を持つとともに、社会として適切に利益を還元していく必要があるとの認識が、広く国民に共有されることが重要であると考えております。</p>  |
| 107 | <p><b>高レベル放射性廃棄物は危険ではないのか</b></p>   | <p>使用済燃料の再処理の過程で発生する放射性物質の濃度が高い廃液をガラスで固化した、いわゆるガラス固化体が、製造直後、高い線量を出すことは事実です。</p> <p>ただし、実際には人間が横に立つことは想定されず、厚さ約1.5mのコンクリートで遮蔽すれば、その外側に人間が立ち入ることも可能なレベルまで線量が下がるものと承知しております。</p> <p>実際に、青森県六ヶ所村で、厚さ約2mのコンクリートで遮蔽することで、ガラス固化体を25年以上にわたり、安全に貯蔵している実績がございます。</p>   |
|     | <p>原発から出る放射性廃棄物は現在の科学技術では処理できないことは自明の理です。環境汚染の最たるものです。</p>  |  |
| 108 | <p><b>海外における原子力発電所プロジェクトから手を引くべきである</b></p>   | <p>原子力の活用に当たって、技術・人材、サプライチェーンの維持・強化は、極めて重要な課題であると認識しております。次世代革新炉の開発・建設が進む場合にも、サプライヤが実際に製品調達・ものづくり等の機会を得るまでには相当程度の期間を要することも踏まえ、多くの事業機会を確保するためにも海外プロジェクトの参画支援は重要であるとと考えております。そのため、本行動指針案では「米英仏等との戦略的な連携を活用した、次世代革新炉の自律的な研究開発の推進」や「同志国との間での、信頼性の高い原子力サプライチェーンの共同構築に向けた戦略的パートナーシップの構築」に取り組むこととしております。</p>  |
|     | <p>海外に原子力産業の活路を見出すことは道義的に許されない。ビジネスとしても危険である。</p>   |  |
|     | <p>原発の開発を海外と協力して進めるのはやめてください。無駄な投資です。</p>   |  |
|     | <p>国内の原発を全廃するだけでなく、この地球上から原発を全廃することを志向し、海外プロジェクトへの参画などは行わないこと。</p>  |  |
| 109 | <p><b>原子力産業は既に衰退しており、建て直しは難しいのではない</b></p>  | <p>日本の原子力の技術は、1970年以降に営業運転を開始した原発の多くで国産化率90%を超え、国内企業に技術が集積されている分野です。東日本大震災以降も、新規制基準対応、研究開発、海外機器輸出等を組み合わせ、プラント建設に必要な工程（設計、機器製作、現場工事等）を経験し、技術継承を図ってきました。</p> <p>他方で、今後、仮に建設計画が開始されても、サプライヤが製品の調達・ものづくり等の事業機会を得るまでには相当程度の期間を要するため、それまでの期間における支援が必要です。そのため、本行動方針では「国内における原子力関連のモノ・サービスの供給態勢を維持・強化するため、原子力関連企業の個別の実情に応じてハンズオンで積極的にサポートを行うため、地方経済産業局等と連携し、人材育成・確保支援、部品・素材の供給途絶対策、事業承継支援など、サプライチェーン全般に対する支援態勢を構築する」こととしております。</p> |
|     | <p>サプライチェーンについては前述の通り、化石燃料と同様の寸断リスクを抱えており、化石燃料から移行する理由にならない。</p>  |  |
|     | <p>原子力は将来性のない斜陽産業であり、税金の投入は無駄である。</p>   |  |
| 110 | <p><b>サプライチェーン構築のために選択と集中をすべき</b></p>   | <p>我が国が原子力発電所を今後も安全かつ安定的に利用していくためには、素材や製造技術等に原子力固有の特殊性を持つ国内企業を幅広く支援していくことが重要だと考えております。</p> <p>そのため、本行動方針では「国内における原子力関連のモノ・サービスの供給態勢を維持・強化するため、原子力関連企業の個別の実情に応じてハンズオンで積極的にサポートを行うため、地方経済産業局等と連携し、人材育成・確保支援、部品・素材の供給途絶対策、事業承継支援など、サプライチェーン全般に対する支援態勢を構築する」こととしております。</p>   |
|     | <p>これまでの脱原発の流れから、サプライチェーンの維持・強化の対象は限定的であり、無駄な税金の投入はGXの推進に逆行する。そのような観点から、維持・強化の対象を明らかにすべきである。</p> <p>日本の原子力はPWRとBWRに分かれ、メーカーも多く、標準化がされていない。ロシア、中国、韓国、カナダ、フランス、スウェーデン、インドなどでは各国の標準炉が開発され他国に売込みがなされている。国内の技術リソースもサプライチェーンも震災の影響で縮小しておりリソースの分散は好ましくない。日本も標準化をしてリソースを集中すべきと考える。そのために必要なのは国家のリーダーシップであるが、関係者のコミュニケーションの改善がまず必要である。国民とのコミュニケーションより重視すべきである。関係者の方向性の認識が一致すればリソースの集中もサプライチェーンの構築もスムーズにいく。逆にそれがなければ国民の理解が進んでも原子力は衰退することになる。</p> |  |
| 111 | <p><b>海外の原子力政策を参考にすべきではない</b></p>   | <p>各国の原子力政策の背景にある産業・社会構造、地理的特性や直面する課題は様々であり、海外の政策を単純に日本の政策に適用するべきではないと認識しております。一方で、原子力を利用する国に共通する課題について、その対応策の検討に当たって他国の例を参照する場合など、他国の政策を参考にすることにより得られる便益もあるものと認識しております。</p>   |

|            |  |  |
|------------|--|--|
|            | <p>諸外国で原発建設、長期運転というのはデータとしてあるんですか？日本と地理的狀況も違うのに、それを参考にしても意味ないと思います。</p>  |  |
| <p>112</p> | <p><b>世界の原子力安全・核セキュリティの確保に向けた取組を軽視すべきではない</b></p>  | <p>原子力の利用に当たっては、世界の原子力安全・核セキュリティの確保が重要であると認識しております。そのため、本行動指針においても「ロシアによる侵略によって深刻な危機に晒されているウクライナの原子力施設の安全確保等に向けた支援を始め、同志国及び国際機関との連携を通じて世界の原子力安全・核セキュリティの確保に取り組む。」と記載しております。また例えば令和4年度補正予算において、ウクライナの原子力施設における安全確保等のための国際原子力機関（IAEA）の取組に約2.7億円を拠出するなど、実際に世界の原子力安全・核セキュリティの確保に向けた取組を行っております。</p> |
|            | <p>p.20（6）まる2 世界の原子力安全・核セキュリティの確保に向けた取組<br/>この項目が、最後尾に位置づけられているのは、その重要性から見て極めて不適切、ロシアによるウクライナ侵略が進行中であり、なぜこの項目がこれほど軽視されるのか、説明が必要である。</p>  |  |
| <p>113</p> | <p><b>ウクライナ等への原発輸出は危険であり行うべきでない</b></p> <p>ウクライナとその周辺国への米国等同志国と連携して原発輸出導入支援とありますがそんな計画が本当にあるのですか。驚きです。米国に嫌がられてもウクライナの人々の不安の基底になっているだろう原発の輸出援助などの記述は削除して下さい。</p> <p>意見 ウクライナ及び周辺諸国に対する原発輸出は、危険であり行うべきではない<br/>理由 今後、ロシアによるウクライナ侵攻が短期的に収まる状況ではなく、ロシアがエネルギー関連施設を攻撃や占拠対象としている状況を鑑みて、原発を輸出するべきではない。現実に、チェルノブイリ原発やザポリージャ原発は占拠され、未だにザポリージャ原発は危機的な状況にある。</p> <p>国内にとどまらず、海外プロジェクトへの参画支援など、とんでもない。「米国等の同志国との連携によりウクライナ及びその周辺国に対する安全で信頼性の高い原子力発電所の導入支援」にまで言及しています。諸外国には原発推進から撤退している国もあります。</p> | <p>ウクライナを含む海外諸国において原子力発電所を建設するか否かの判断は、各国政府や事業者が行うものと認識しております。その上で、本行動指針案では、ロシアによる侵略によって深刻な危機に晒されているウクライナの原子力施設の安全確保等に向けた支援を始め、同志国及び国際機関との連携を通じて世界の原子力安全・核セキュリティの確保に取り組むこととしています。</p>   |
| <p>114</p> | <p><b>「同志国」とはどこで、どのような志を同じくしているのか。</b></p>   | <p>「同志国」という用語は、一般に、ある外交課題において目的を共にする国を意味するものと承知しております。よって、いずれの国が「同志国」に該当するか、またその「志」の指すところは、文脈や各国の状況等によって異なるものと承知しております。</p>  |
|            | <p>「同志国」とはどこで、どんな志を同じくしているのですか。<br/>他に記述のある米英仏ですか。日米安保など軍事安全保障関連国と同義ですか。</p>   |  |



|     |   |   |
|-----|---|---|
| 115 | <p><b>福島第一原子力発電所の賠償費用や廃炉費用を託送料金で回収する制度は問題ではないか。</b></p> <p>何をすることも住民からの税金で賄えるなどという考え方では困ります。原発事故の処理をするための廃炉の予算も電力に上乗せして、住民に支払いを敷いているのではないのでしょうか。こんなひどい仕打ちはありません。自分達ばかりのうのうと生活するのはやめてください。</p> <p>原発の事故処理・賠償費用、廃炉費用を託送料金へ上乗せする仕組みとなっていることから今後の消費者負担が青天井に膨らみかねない制度となっている</p>  | <p>託送料金の「適切な原価」として認められるものは、電気事業法第18条に規定されているとおり、電気事業法の目的の範囲で、真に「全ての消費者が広く負担すべき費用」に限られています。加えて、仮に託送料金を値上げする場合においては、独立した電力・ガス取引監視等委員会による厳格な料金審査を実施することになっており、このような仕組みも託送料金の際限のない値上げに歯止めをかける仕組みとして機能しています。</p>   |
| 116 | <p><b>発電の大宗を占める大手発電部門が小売部門を補助することで小売市場の競争に悪影響を及ぼす可能性がある。このため、適正な競争環境の維持・整備のために市場の監視が必要である。</b></p> <p>原子力発電の更なる活用にあたっては、発電・小売市場における競争上の公平性の確保という観点も必要であり、市場の監視と課題に応じた対応を求める。</p> <p>原子力発電においては、特にその大宗を旧一般電気事業者の発電部門等が保有している。発電市場の競争環境に与える影響のみならず、当該発電における収入を小売部門に不当に内部補助することで、小売市場における競争環境への悪影響を生じることが懸念しており、適正な競争環境の維持・整備という観点からの対応が必要である。</p> | <p>旧一般電気事業者の発電部門が自社グループ内の小売とグループ外の新電力とを取引条件において差別しないことを確保し、その透明性を高めることは重要です。このため、電力・ガス取引監視等委員会において、旧一般電気事業者に対し、内外無差別に卸売を行うことのコミットメントを要請し、各社からは当該要請に基づき実施するとの回答をいただいております。現在、当該コミットメントに基づき、卸売に関する実施状況を同委員会において確認・公表することによりその実効性を確保しています。</p>   |
| 117 | <p><b>安価でかつ国産で安定して自給化できるのであればその事業者利用者が集まることが当たり前のようにすることが電力自由化の理想の形ではないのか。</b></p> <p>もともと電力料金とは原子力発電を保有する電気事業連合会を生きながらえるためにあるものではない。</p> <p>安価でかつ国産で安定して自給化できるのであればその事業者利用者が集まることが当たり前のようにすることが電力自由化の理想の形ではないのか。</p>   | <p>安定的で安価なエネルギーを確保し、エネルギー自給率を高めることは我が国にとって重要な課題です。このため、第6次エネルギー基本計画においても、S+3Eの原則の下、エネルギー安定供給を確保するべく、徹底した省エネや再エネ、火力、原子力などあらゆるエネルギー源の活用を進める方針を示しております。</p> <p>電力システム改革においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、①「安定供給を確保する」②「電気料金を最大限抑制する」③「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する」という3つの目的を掲げ、電力広域的運営推進機関の設立や小売全面自由化等に取り組んでまいりました。こうした取組により、多くの事業者が小売電気事業に参入し、需要家の選択肢が拡大したことなど一定の成果が現れてきていると認識しております。一方、足元では、市場価格の高騰を受けた小売電気事業からの相次ぐ撤退など、新たな課題も生じています。このため、小売電気事業者の規律強化などを進めています。引き続き、大きな状況の変化に伴い生じる新たな課題に対して、制度を不断に見直すことにより、安定的かつ経済的な電力供給を実現することが重要であると考えております。</p> |
| 118 | <p><b>分りにくい言葉の使用を控えるべき・表現を修正すべき</b></p> <p>4ページ以降、数回出てくる「産業大」の意味が不明です。</p> <p>産業大という言葉が記載されているが、普遍的に使用されているとは思えない。一般国民に向けてのパブリックコメントであるから、従来使用されていない文言を使用する際には脚注等で説明するべきである。双方向コミュニケーションをはかろうとする意志がないと思われる。</p> <p>「先送りできない課題。」という体言止めがあるが、「先送りできない課題である。」とされたい。列挙や明らかに名詞でない問題ある部分以外は体言止めの使用は行わないようにされたい。行政文書等の公文書ではそうすべきははずである。</p>            | <p>御指摘を踏まえ、「産業界全体」や「先送りできない課題である。」とするなど、記載の一部を修正しました。</p>   |
| 119 | <p><b>自己決定力とエネルギー自給の違いは何か</b></p> <p>「エネルギー供給における自己決定力を確保するために、CO2などの温室効果ガスを発電時に排出せず、準国産エネルギーとも言われる原子力エネルギーの活用」とありますが、「自己決定力」という言葉は「エネルギーの自給」とどう違いますか？</p>  | <p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。本行動指針案では、対象を限定することなく、あらゆる選択肢を追求することで、国内外のエネルギー情勢が変化する中でも、我が国が自律的にエネルギー供給の手段を選ぶことができることを「自己決定力」としております。他方、「エネルギーの自給」については国民生活や経済活動に必要な一次エネルギーのうち、自国内で産出・確保することとされております。</p>  |